

『東照宮御遺訓』の形成

——『御遺訓』の思想史的研究序説——

若尾政希

はじめに

東照宮とは、いわずと知れた江戸幕府初代將軍徳川家康（天文二一（一五五二）〜元和二（一六一六）、神号東照大権現）を祭る神社のことである。⁽¹⁾幕府が建立した日光・久能山の両東照宮を本宗として、全国各地に勧請され、その数は現在分かっているだけでも約五五〇社にも及ぶという。⁽²⁾ここから、いったい東照宮（東照社）は、それが勧請された地域社会においてどのような役割を担ったのかということが問題となり、さらにトータルとして近世の政治秩序、幕藩秩序、権力、被支配者民衆にとって、それがどのような意味をもったのかということが研究上の大きな課題として提起されているのは、周知のとおりである。⁽³⁾

ところで、この東照宮の名を冠した『東照宮御遺訓』という書物がある。刊行された形跡はないものの、『国書総

『御遺訓』がまったく注目されてこなかったわけではない。たとえば、武家家訓の総合的研究を行った近藤齊氏は、『御遺訓』について「上は將軍から下は平士に至るまで基本的な教訓となっていたものであり、日本の国訓として指導者階級の宝典であった。ことに徳川中期以後にこの傾向が強いようである」と述べている。⁽⁶⁾ また戦国期から近世初期に流行した天道思想という観点から、石毛忠氏や石田一良氏が『御遺訓』に着目している。⁽⁷⁾ さらにヘルマン・オームス氏は、その著『徳川イデオロギー』⁽⁸⁾において、『御遺訓』を「天道哲学を詳説した文献」と位置づけ、その分析を行い、三代將軍徳川家光期に天道思想による支配秩序の正当化——「体制の神聖化と發生の忘却化」——がなされたと主張した。このオームス氏の議論は、『御遺訓』の思想的特質から歴史的な位置づけまでに及ぶ魅力的なものであるが、すでに平野寿則氏が詳細な批判的検討を行っているように、⁽⁹⁾ 少なからぬ事実誤認にもとづいている。『御遺訓』は家光期に刊行され、作者はおそらく林羅山であり、幕府の依頼により作成されたと、オームス氏は見なしている。しかしながら（平野氏も指摘するように）刊行された事実はなく、その作成の経緯もまったく分かっていない。と、するならば、家光政権と『御遺訓』とを、論証抜きに即座に結びつけて立論するのではなく、まず第一に、『御

遺訓』がいつ誰の手によりどのような経緯で作成されたのか、『御遺訓』の形成過程を明らかにする研究からはじめなければならない。

この観点からいって、近年のもっとも刺激的な問題提起は、右の平野氏による『東照宮御遺訓』と『井上主計頭覚書』についてであろう。現存する大多数の『御遺訓』は、その末尾（あるいは巻頭）に「旧稿の文理甚だ鄙俚にして疎謬多し」、「しばしば稿を易て是を改正」と、「旧稿」に手をいれて改訂した旨の一文を付した、改訂本『御遺訓』である。この改訂者は、近藤氏が指摘しているように、福岡藩儒員原益軒（寛永七（一六三〇）〜正徳四（一七一四））である可能性が高い。その根拠として近藤氏は三点指摘している。①この一文には署名や年月日の記載がないものが多いが、久能山東照宮所蔵の『御遺訓』の末尾には、

此篇及附録共二冊 筑前儒士貝原柔齋在江府得之潤色而跋篤（焉）

天和二年六月日

と、貝原益軒が天和二年（一六八二）六月に改訂したとしていること。②益軒の甥貝原好古編の『益軒年譜』の「天和元年」の項に、「改正東照宮遺訓」と記載されており、元年——二年と一年のズレはあるものの、益軒周辺で『御遺訓』改訂は周知のことと伝えられていたこと。③先にも挙げた改訂した旨を記した文のなかで、「詩曰不愆不忘率由旧章、祖宗の法に隨て守れば誤なし」云々というが、この『詩経』の一句は「益軒が好んで使ったもの」で、祖法の順守は、益軒自身の年来の主張でもあったこと（たとえば「黒田重時へ送る書」にこの『詩経』の一句を引き、「先祖の法に従へば国も天下も何十代をへても乱れ衰ふべき様なし」と結ぶ）。筆者も、岡山大学附属図書館池田家文庫で久能山本と同様の署名・年記を持つ『御遺訓』¹⁰を閲覧したことがあり、また後にみるように、益軒と『御遺訓』との間には確かな思想的連関を見出すことができるので、やはり益軒が改訂したと推定している。

それはともかくとして、この改訂本ができたのは天和初年であるから、もともとの『御遺訓』の成立がこれ以前であることは確実である。しかしながら益軒が改訂に際して依拠した「旧稿」は、これまで発見されておらず、原『御遺訓』がいつ成立したのかまったく分からなかった。こうしたなかで平野氏は、近藤氏が『御遺訓』（益軒改訂本）から派生した二類本と見なしていた『井上主計頭覚書』（国立公文書館内閣文庫蔵、明治九年（一八七六）書写本、以下『覚書』と略称）が、「異本ではなく、原形により近い書物と推定される」という興味深い議論を提示したのである。『覚書』に見える、家康Ⅱ阿弥陀による万民の救済という仏教治国論（「仏教的モメント」）を、儒学者益軒が改訂に際して削除したという平野氏の指摘は、『御遺訓』の思想を形成、史的に見ると、いう斬新な視点を、『御遺訓』研究に持ち込んだものであり、画期的なものだといえよう。平野氏の立論には、——すでに拙稿「天道」と幕藩制秩序⁽¹²⁾で批判したように——『覚書』を「原形により近い書物と推定」する根拠が論文中では提示されず、⁽¹³⁾『覚書』の「成立は元和期であると推定できる」と論証抜きで結論づけているという問題点はあるものの、『御遺訓』研究の新段階を画したものと見てよからう。筆者は、（後にも述べるように）この平野氏の提起をも受けとめながら『御遺訓』研究を深めていくなかで、書写年がわかるもとも古い（現在のところではあるが）『御遺訓』を岡山藩主池田家の蔵書中（岡山大学附属図書館池田家文庫）から掘り起こした⁽¹⁴⁾。承応三年（一六五四）書写の年記をもつこの池田本『御遺訓』にも、『覚書』と同様の仏教治国論が見られることから、『覚書』を「原形により近い書物」とする平野氏の見解を裏づけたのである。このように、『御遺訓』の研究は、まず、各地に残る『御遺訓』の写本を徹底的に調査して、古い写本を探索し、諸写本の系統を明らかにする、地道な研究からはじめなければならないのである。

『御遺訓』を歴史的に位置づけるためには、第二に、『御遺訓』がいかに受容されたか、その実態を掘り起こす必要がある。たとえば、出羽国秋田藩で享保の改革を主導した家老今宮大学義透（在職・享保六（一七一）〜寛延一

（二七四八）は、改革を断行するにあたって藩主に提出した「上書」のなかで、「権現様之御遺訓にも、（中略）其所々の万民を痛め、苦めぬるを、国を亡すと云ぞ」云々と、『御遺訓』を引き、藩政改革の理念を提示している⁽¹⁵⁾。また近藤齊氏によれば、松平定信（宝暦八（一七五八）〜文政二（一八一九））は「御遺訓」を「愛読」し、白河藩の藩校立教館に、「立教館床へ安置する所、中央大神宮御祓、左方御遺訓、右方四書五経」（定信『立教館令状』）と、『御遺訓』を「安置」したという⁽¹⁶⁾。定信にとって『御遺訓』は、いわば藩校の教育理念を体現するものの一つだったといえよう。このように、「御遺訓」が具体的な場（時代・地域・階層⁽¹⁷⁾）においてどのように受容されたか、その事実を一つひとつ掘り起こす地道な研究を蓄積することによって、はじめて『御遺訓』の歴史的位置づけを探ることができるのである。

さらに『御遺訓』の歴史的位置づけには、第三に、同時代の他の政道書のなかでどのような位置を占めるのか、解明する必要がある。これにかかわって、近年、筆者は拙著『太平記読み』の時代——近世政治思想史の構想——⁽¹⁸⁾ 他において、『太平記評判秘伝理尽鈔』（『理尽鈔』）の講釈、すなわち「太平記読み」が近世の政道論の嚆矢であり、これが近世の政治常識の形成に寄与したという見通しを得て、「太平記読み」を基軸とした政治思想史の構想を提起している。以下、その概略を述べよう。最初の「太平記読み」である大連院陽翁（永禄三（一五六〇）？〜元和八（一六三三）？）が、唐津藩主寺沢広高（永禄六（一五六三）〜寛永一〇（一六三三））、金沢藩主前田利常（文禄二（一五九三）〜万治一（一六五八））らに『理尽鈔』講釈を行ったことから明らかなように、「太平記読み」は、元来、武士のなかでも上層の為政者層を対象にしたものだった。その内容は、政治論・軍事論を真面目に語ったものであり、特に政治論では、あるべき領主（「明君」）像や政治のあり方を鋭く提起していた。この『理尽鈔』のなかで、政治・軍事を教諭する理想的指導者として登場していたのが、楠正成である。そこでは、正成は「諸人ノ貧苦ヲスク

ウ」仁政をいわば旗頭にした農政を行い領民を信服させ、家臣に対しても硬軟両様を使い分けてその信服を得る、卓越した政治能力を持つ「明君」であった。正成は、『太平記』世界における知謀・忠義の武将から、『理尽鈔』世界の理想的指導者へと、劇的にイメージチェンジを遂げており、まさしく武将から為政者への転換を余儀なくされた近世初頭の武士層にとって、「太平記読み」の教えは切実な生きたものだったといえるのである。

『理尽鈔』講釈は、陽翁から前田利常や金沢藩家老の本多政重（天正八（一五八〇）〜正保四（一六四七））らに、陽翁の弟子大橋全可（本多政重の家臣、生没年未詳）から京都所司代板倉重宗（天正一四（一五八六）〜明暦二（一六五六））・老中稲葉正則（元和九（一六三三）〜元禄九（一六九六））らに、また同じく陽翁の弟子横井養元（岡山藩士・藩医、天正六（一五七八）〜寛文七（一六六七））から岡山藩主池田光政（慶長一四（一六〇九）〜天和二（一六八二））らにと、対面口誦による講釈により、領主層を中心にその受容の輪を確実に広げていった。こうして『理尽鈔』が説いている、民を恵む政治Ⅱ仁政という政治理念を、領主層が自覚するようになり、実際、一七世紀半ばの初期藩政改革（その典型として挙げられてきたのが、金沢藩・岡山藩であった）は、『太平記読み』の政治論の大きな影響のもとで仁政を掲げて行われた。従来、初期藩政改革のなかで、その基調として「仁政イデオロギー」が形成されたと位置づけられてきたのだが、その形成過程については解明されてこなかった。しかし「仁政イデオロギー」——「百姓」は「公儀の御百姓」であり、「御百姓」に対する領主の仁政と、領主に対する「百姓」の「年貢皆濟」とが互いに相い対応するという関係意識——の形成に、「太平記読み」が大きな影響を与えたと推定されるのである。

このように一七世紀半ばまでの『理尽鈔』講釈は、あくまでも「秘伝」であり、階層を越えて広がりをもつものではなかった。しかし、ネタ本である『理尽鈔』が、一七世紀に日本史上はじめて登場した出版業者の手⁽²⁰⁾にわたり、一七

世紀半ばに出版されたことにより、状況は一変する。新たに成立した出版メディアを介して、その享受層は、「都鄙貴賤此書（『理尽鈔』）ヲ信シ、世挙テ好ミ用ル故ニ、又事好ム者大全綱目ナンド、名付ケ、此書ニ大部ノ末書ヲ重ネ」（小林正甫著『重編応仁記』一七〇六年「発題」⁽²⁾）と、地域・身分を問わずいっきよに拡大した。『理尽鈔』それ以外にも四〇巻四四冊の大部であるが、さらに大部の『太平記大全』（四〇巻剣卷一卷、五〇冊）・『太平記綱目』（原友軒編、四〇巻剣卷共六〇冊）をはじめ、多くの関連書が出版され、直接講釈師に依らずともこれらの書物の読書を通して『理尽鈔』講釈に接することができるようになった。かつて一七世紀前半には、読み聞かせという口誦による知（知識・知恵）、いわばオーラルなメディア（情報媒体）による知であった『理尽鈔』講釈が、一七世紀後半には書物による知、出版メディアによる知へと大きく変質した。その享受層も、前者では口誦の場を共有することができた人々、よって特権的な階層の人々を対象としたのに対し、後者は、地域・身分を越えた広い層に受容されていた。山鹿素行（元和八（一六二二）〜貞享二（一六八五））・熊沢蕃山（元和五（一六一九）〜元禄四（一六九一））といった当代一流の思想家たちも、『理尽鈔』の影響を色濃くうけて思想形成を行っている。また河内国石川郡大ヶ塚の富農・富商であった河内屋可正（本名壺井五兵衛、寛永一三（一六三六）〜正徳三（一七一三））や、出羽国秋田郡二井田村の上層農出身で陸奥国三戸郡八戸町で町医を開業した安藤昌益（元禄一六（一七〇三）〜宝暦一二（一七六二））のような、在町・在村の知識人・読書人にも、『理尽鈔』やその関連書を読んで、「太平記読み」の政治論の影響をうける人々が現れた。たとえば可正は、「明君」＝正成像を受容して、それを自己の修身・齊家の論に読みかえ、子孫への教訓を展開している。と同時に、郷村の民を治める指導者として強い自覚を持ち、受容した「明君」＝正成像を自らのものとして、あるべき村役人像と仕置のあり方を説いている。「太平記読み」の政治論は領主層だけでなく、村役人層まで、いわば下降化し、その結果、武士層から民衆の上層までに、共通の治者像指導者像が形成・定着

したといえるのである。さらに可正が、「夜話」の折に読書から得た知識をもとに村人たちに講釈したように、読書人が出版メディアにより獲得した知は、彼らだけにとどまるのではなく、直接書物に接しなかった人々にも、読み語りにより伝えられていく。このようなオーラルなメディアによる知の回路を通して、「太平記読み」の政治論は民衆の中下層にまで流通した可能性もある。このように「太平記読み」の政治論は、本来その対象であった武士層を越えて、山鹿素行や熊沢蕃山等のような思想家たちをも巻き込みながら、民衆にまで広がっていった。「太平記読み」が提起した「国家」についての考え方は、支配者・被支配者の別なく社会一般に共有のものとなっていたのであり、したがって「太平記読み」は、指導者像や政治のあり方に関する社会の共通認識（常識）の形成——「仁政イデオロギー」の社会全体への普及・定着もその一環——に寄与したと意義づけることができるのである。

こうした見通しを得て筆者は、「太平記読み」を機軸とした政治思想史の構想を提起した。『御遺訓』に話を戻せば、ここで問題となるのは『御遺訓』の位置である。『御遺訓』はこの構想に位置づけ得るのかどうか、検討しなければならない。もし位置づけられないとすれば、いうまでもないことであるが、構想そのものを再検討する必要がある。さて、以上が『御遺訓』研究についての大まかな見取り図、研究の手順である。このうち本稿では、やはり先にも述べたように、まず、各地に残る『御遺訓』の写本を徹底的に調査して、古い写本を探索し、諸写本の系統を明らかにする地道な研究からはじめたいと思う（第一の研究）。現在までに調査を終えた『御遺訓』⁽²²⁾は、ようやく百部を越えたところで、悉皆調査への道のりはまだまだ遠いのであるが、現時点で、これまで行ってきた『御遺訓』写本の調査結果を踏まえて、『御遺訓』の形成過程を考察したい。それによって『御遺訓』研究の現段階を確認するとともに、今後の研究のたたき台を提示するのが、小稿の課題である。『御遺訓』の思想的な研究序説と題する所以である。

一 『御遺訓』の形成

『御遺訓』の写本は多い。本稿末尾に付けた「『御遺訓』データベース」は、『国書総目録』『古典籍総合目録』掲載分と、調査の結果新たに出てきた写本とを入力して作成したものである。これを見れば明らかのように、現在各所に残されている『御遺訓』の大部分は、改訂本『御遺訓』である。そのなかで注目すべきは、長崎県島原市立図書館松平文庫蔵の『東照宮御遺訓』（番号一八二）⁽²³⁾である。当文庫は、好学の大名として知られる松平忠房（元和五（一六一九）〜元禄一三（一七〇〇））が寛文九年（一六六九）に島原藩主に封ぜられてから幕末まで続いた島原藩松平家の蔵書であり、そのなかには忠房の蔵書（「尚舍源忠房文庫」という蔵書印を押したもの）も数多くある。ただし、この松平文庫蔵『御遺訓』（以下、島原本と呼ぶ）にはその蔵書印はなく、いつ頃松平家の所蔵になったか分からない。六巻六冊で、四巻までが本文、残る五、六巻が附録であり、年記や奥書はない。一巻目から丁を繰っていくと、巻頭に「しばし稿を易て是を改正」したことを記す前書き（ただし署名・年記なし）があり、本文も改訂本と同じである。何の変哲もない改訂本かと思いきや、第八条目からは、突如として改訂本と対応しなくなる。八条以降は『覚書』と対応しているのである。すなわちこの島原本は、全一九条のうち、前半（前書きと第一〜七条）は改訂本に対応し、後半（第八〜一九条と後書き）は『覚書』（第五〜一六条と後書き）に対応する、特異な写本なのである。加えて、その巻五、六に「東照宮御遺訓附巻／松永左門良明入道道齋聞書」（内題）と題する附録が収められている。もう一つ注目すべきものは、長野県上田市立図書館山崎文庫蔵『松永道齋聞書』（番号一一九）⁽²⁴⁾（『国書総目録』『古典籍総合目録』には未掲載）である。一冊本で、内容は『覚書』とほぼ一致し全一六条からなる。当文庫は、一九八

五年に山崎健氏が寄贈した書物からなる文庫であり、「上田藩山崎氏」「上田山崎氏」という蔵書印を押した書物が散見される。この『松永道斎聞書』（以下、上田本と呼ぶ）には、蔵書印はないものの、末尾に「岡本順蔵ノ手跡 眞置 山崎為右衛門」「本主 徳重」とある。上田藩に岡本順蔵・山崎為右衛門はいるのか。いるとしたら、それはいつ頃の人物であろうか。

『天保十年上田藩十分限帳』⁽²⁵⁾の「組付御徒士」の項に

七石二人

押合方書役大検使御用向兼

● 岡本順蔵

とある。●は、ここでは「江戸詰」のしるしである。天保一〇年（一八三九）には、岡本順蔵なる人物が、確かに上田藩松平家の家臣にいたことがわかる。上田藩士の事歴を各家ごとに書き上げた『明細』⁽²⁶⁾によれば、岡本順蔵は「御坊主格」であり、

天保九戌年四月御取立被成下、御宛行七石式人扶持組附御徒士押合方書役被仰付、大検使御用向兼帯被仰付

と、岡本順蔵が家臣に取り立てられたのは天保九年である。この『明細』によれば、その後、「同（天保）十二丑十月不輕不埒筋骨有候間、御糺之上急度被仰付方茂有候得共、先此度者格別之以御有免、其儀御宛行御取上、五両式人扶持被下置、組附末席上田勝手閉戸被仰付、御取立其方一代限り被仰付、同十一月十八日病死、閉戸者御免被成下候」と、天保一二年に「軽からざる不埒」な行為があったとして罰せられ、扶持の削減、閉戸、扶持を一代限りとする旨の申し渡しがあり、同年一月一日に病死したという。他方、山崎為右衛門はどうか。江戸時代の『明細』には、この人物の名前は見られないのだが、実は、「明治二二」正月、其身一代御取立御宛行、七石式人扶持、御徒士格、町郡調役手伝被仰付、盜賊博打調方兼帯被仰付」と、「坊主格 山崎為右衛門」の名が出てくる（『明細』⁽²⁷⁾）。山崎為右

衛門は、明治に入ってから家臣に取り立てられたのである。『明細』によれば、為右衛門は、明治四年（一八七一）の廃藩までに、軍務庁筆生、同庶務、楊心流（柔術の流派）教授等を務めている。このように上田藩に岡本順蔵・山崎為右衛門は実在しており（「本主 徳重」については未詳）、この上田本『松永道齋聞書』は、順蔵の没年から天保以前に筆写されたものと推定されるのである。

さて、話を戻せば、この上田本と島原本が出てきたことによって、『御遺訓』の形成について——『覚書』（番号四八）・池田本（番号一五二）・益軒改訂本の三書の比較から議論していた段階（前掲拙稿の段階）とくらべて——より鮮明にわかってきた。それを述べる前に、前稿によりながら、『覚書』・池田本・益軒改訂本の三書の異同をここで整理しておこう。

池田本は、書名は『御遺訓』（内題・外題とも）、上・下二冊全二七条、附録一冊全二八条の三冊からなる。各冊の末尾に「承応三年甲午五月三日書写之」という書写の年記があり、現存が確認される最古の『御遺訓』である。次の表一は、池田本『御遺訓』全二七条と改訂本全二八条との対応関係を整理したものである（便宜上、池田本を基にそれが改訂本の第何条にあたるかを示した）。

池田本の第一、二条に相当するのが改訂本の第一条というように条の区切りが異なる箇所がいくつかあり、池田本第三条に当たるのが改訂本第二七、八条というように順序も異なっている。また池田本第四条は改訂本に該当する条がないというように両者には相違点があるものの、この表から明らかかなように、改訂本の二八条のすべての条が池田本のいずれかの条に対応している。具体的にその内容を、池田本第二六条——改訂本第二五条を比較対照してみよう。公事に敗れて奉行の悪口を言った百姓を「切」った本多作左衛門と、同様のことをした百姓を「呼て其段々を云聞せ」赦免した酒井雅楽、この両人の政道について、池田本では、「是を和尙に問へば」と家康がその是非を和尙に問

表一

池田本(一六五四写) 改訂本(一六八二改)	1	1
	1	2
	27	3
	28	
		4
	2	5
	3	
	3	6
	4	7
	5	
	6	
	7	8
	8	9
	8	10
	9	11
	10	
	11	12
	15	13
	12	14
	18	
	19	
	12	15
	13	
	14	16
	15	
	15	17

池田本(一六五四写) 改訂本(一六八二改)	15	18
	16	
	17	19
	18	
	19	
	20	20
	21	
	21	21
	21	22
	22	23
	23	24
	24	25
	25	26
	26	27

うている。和尚は、「政」「道」の字義の解釈からはじめて、「一粒の米ハ民の百度の血のなみたより出来たるぞ」という「聖徳太子のみことのり」を引き、さらに「生れくる人の命ハ五穀にて金光仏ハ一粒乃米」「月日星師君父母神仏天地水火の恩お能しれ」という歌を挙げ、「君主」は百姓に憐愍深く、天道を尊ばなければならぬと説く。作左衛門・雅楽は共にこの政道の要を得た人物であり、「作左衛門ハ下の侈りを押へ雅楽ハ上の油断をしめし」たのである。

両人共に天下の執事を御とらせ被成御家老ニ御備へ被成候ても、くらき所なく自から徳を得たる者にて御座候。尚書に徳惟善政々々在養民と御座候と和尚被申たるぞ

よって作左衛門・雅楽は執事に適任であると、和尚はいう。家康はこの和尚の言葉を「我此金言を不断不忘、百姓の諸役の事能々吟味し金銀米銭の事ハ年貢々外何にても不取」と、金言としていつも忘れず民を治めたと語る。

このように池田本では和尚が天道・撫民論を説く重要な役割を果たしている。ところが改訂本にはこの和尚との問答がすっぱり抜け落ちている。次のごとくである。

両人の道理を聞に、作左衛門申分は、上をおかす者を其分にて置候へば、しまりなしといふ、雅楽申分は、如

此なる者を切候へば、重て奉行に侈出来候といへり。尚書に、徳惟善政、政在養民といふ、我此金言を不断忘れず、百姓の諸役の事能吟味し、金銀米銭は年貢より外、何にても不取（傍線筆者、以下同じ）

傍線部の『尚書』の語の直前にあった、和尚の教説にもとづいた天道・撫民論がない。『尚書』の語も「和尚被申たる」と和尚が語った言葉だったのに、改訂本では家康が述べた言葉となっている。改訂本では、家康がいう「金言」は『尚書』の語をさし、作左衛門・雅楽の政道とこの語がどうつながるか、いまひとつ判然としていないといえよう。この話のあと、將軍から「器量の将」への「国郡」委任論が展開されるのだが、それに続けて池田本では、されハ如来の御母まやぶにんへの金言に、ざいほう我物ならず、じやくめつの其日皆うせちると、とかれけれハ、まやぶにん得道に、心よこころ、きのふまでハ汝にしたがう、けふよりしてハ我にしたがへと、心にて心をしめし被成たる也。身をつみて人の心にとまれ

と、家康は国が我が物でないことを仏教的な教説を引いて説明している。この箇所も改訂本にはない。さらに池田本は当条末尾に

とかく手前のかねを能定よとの上意被成候時、香の匂ひはつとしけれハ、上意にあの香をきけ、是に付て仏法に
 売買香といふ法文有（略）

と、仏説を述べる。改訂本では傍線部「手前のかねを能定よ」で当条を締めくくっており、この仏説はない。

以上のように、池田本の家康が和尚の言葉や仏説によりながら教諭しているのに対し、改訂本の家康はそれに言及しない。実はこれは当条だけのことでなく、全体を通して見られる傾向である。池田本では家康は仏教を中心に儒・神をも援用するいわば神・儒・仏一致論者であるが、改訂本の家康は儒学的教養の持ち主となっているのである。ここで注目すべきは、平野氏が「原形により近い書物」と推定した『井上主計頭覚書』である。実は和尚の政道

表二

池田本	『覚書』	改訂本
1	1	1
2		
5	2	2
5	2	3
6		
7	3	4
7	3	5
7	3	6
8	4	7
9	5	8
10		
11	6	9
11	6	10
12	7	11
14	8	12
15		
15	8	13
16	8	14
17	8	15
13		
17		
18		
附録		
18	8	16
19	9	17
19	9	18
14		

池田本	『覚書』	改訂本
14	9	19
19		
20	10	20
20	10	21
21		
22		
23	11	22
24	12	23
25	13	24
26	14	25
27	15	26
3	16	27
13		
3		
3	16	28

論・まやぶにんへの金言・売買香のいづれの話も、この『覚書』にはある。では池田本と同一かというところ、表二（便宜上、改訂本を基にしてそれが『覚書』・池田本の第何条にあたるかを示した）からわかるように、構成は（条の区切りこそ異なっているが）改訂本とまったく一致している。すなわち『覚書』は家康像という点では池田本と同じ、構成では改訂本に通じている。いわば池田本と改訂本の中間に位置づけることができるのである。

こうして、池田本の発見により、『覚書』を、『御遺訓』の影響を受けて作成された「類本」と見るのではなく「原形により近い書物」だとする平野氏の見解がはじめて裏づけられた。『覚書』は明治九年の書写本であって天和二年より前の写本は現在のところ見つからないもの、改訂者と推定される益軒が手にした「旧稿」はこの『覚書』系の写本である可能性が高いといえる。他方、承応三年書写の池田本は、現時点では最古の写本であり、原『御遺訓』に「もっとも近い書物」（前掲拙稿）と推定しておいた。

さて、以上のような前稿の成果に、新たに見出された両書は何を付け加えるのか。まず上田本を検討しよう。

上田本の巻頭には、「此覚書ハ井上主計殿駿河様江御使者ニ被參候時分」云々と、家康の言葉が聞き書きされ書き写された経緯を記した前書きがある。家康が井上主計頭正就に語り、さらにその内容を正就から語り聞かされた松永左門入道齋良明（経歴等未詳の人物、以下松永道齋）が書き記して一書にしたという。本文は一六条からなり、その後「主計頭殿物語に今度駿河様上意乃下心は、石田治部少輔事を御ふまへ被成たる上意の様に覚申候……」と、これを語った家康の意図を記したいわば後書きが続く。末尾には、「道齋聞書」という題で、「井上主計頭父ハ井上平右衛門殿」であるが実の父は「阿部大藏殿」であること、「我等（筆者注：松永道齋）ごときの心安きもの」にも「御物語」をして下さったが、「不慮に戸嶋か為に」殺されたこと、正就の来歴が述べられる。

これを『覚書』と比較すると、タイトル（「松永道齋聞書」——「井上主計頭覚書」）は異なるものの、実は『覚書』にも右の松永道齋の前書きがあり、両者は同じ素性を語る書物である。表記は、『覚書』が漢字・片仮名混じり文であるのに対し、上田本は、漢字・変体仮名混じり文という違いはあるが、両者の構成と内容を詳細に比較対照してみると、前書き・本文全一六条・後書きという構成も、その内容もほぼ一致しているのである（ただし『覚書』の末尾には「道齋聞書」は添えられていない）。

具体的に見てみよう。次は第一条中の一文である。

日本国トモニ武道ノ捨ラレサル事我朝ノ本意ナリ子細ハ日本太平ニシテ武道怠ル時ハ異国ヨリ日本ヲ攻メ異国太平ニシテ朝鮮ノ事モ是ソ日本武将ハ此心第一ナリ（『覚書』）

日本国ともに武道の捨れざる事我朝の本意也子細ハ日本太平にして武道怠る時ハ異国より日本を攻め異国太平にして武道懈おこたる時ハ日本ハ異国を攻るそ秀吉の朝鮮ノ事モこれ日本の武将ハ此心第一そ（上田本、傍線筆者、

以下同)

両者を読み比べると、一行目では仮名表記(片仮名——変体仮名)や漢字の表記は違うが、まったくの同文である。ところが二行目に入ると、上田本の傍線箇所が『覚書』にはない。これはどうしたことであろうか。益軒改訂本⁽²⁸⁾を見ると、

日本国ともに武道の捨らざる事我朝の本意也、其故は日本太平にして武道怠る時は異国より日本を窺ひ、又異国太平にて武道怠る時は韃靼日本などより大明を伺ふぞ、彼秀吉朝鮮の軍も是也、然ば日本の武將は此心持第一也(改訂本第一条)

と、上田本に相当する箇所があり、改訂に際して依拠した「旧稿」(改訂原本)には、この語があったことがわかる。右の『覚書』の「異国太平ニシテ朝鮮ノ事モ是ソ」という一節は、よく読んでみれば文意も通らず、書写の過程でこの一行を脱落してしまったと推定することができよう。紙数の関係でいちいち指摘できないが、『覚書』にはこの種の脱落が多く、上田本の方が良本だといえる。

では、上田本が完璧な写本かという点、そうとも言えない。次は第二条の一文である(なお、以下では読みやすさを考え、引用に際して適宜句読点を振ることとする)。

此心ナクテ汝等ガ一人ニテ威ヲ振ハ、將軍ノ為ニハ汝トモハ能敵ソ。子細ハ家老一人ニテ威ヲ振ヒ其家能治タリトテモ、其者百年ノ後ハ其家ノ怨ト成物ソ(『覚書』)

此心なく而汝等か一人ニ而威を振ひ、其家能治りたりとて、其もの百年の後ハ其家のあたにとなるものそ(上田本)

汝等此心なく、若一人にて威を振はゞ將軍の為には汝等共は能敵ソ。子細ハ家老一人にて威を振ひ、万一其家能

治る事有とも其者百年の跡は其家のあだとなる物ぞ（改訂本第三条）

傍線の一節は、『覚書』と改訂本にあり、上田本にはない。改訂原本のこの箇所には、この語はあったはずであり、上田本にはこれが脱落しているのである。これもいちいち指摘しないが、上田本にもこのような脱落がいくつもあつた。このように『覚書』・上田本・改訂本を校合することによって、『覚書』あるいは上田本の、文章の脱落箇所が明らかとなり、改訂原本のあらましを知ることができるのである。

次は第四条。

上意コトク万事御定メ之通ニ被仰付、新地御加増御役之義ハ、御役之様子玄番頭ニ被仰渡（『覚書』）

上意之如く万事御定之通に被仰付、新地加増御役之義ハ、御役之様子其番頭に被仰渡（上田本）

如「上意」万事御定の通りに被仰付候、新知御加増御役替等の儀は御家老中不_レ残被_レ成_二御召_二吟味仕候へ_一と被_二仰出_一、家老中一同の上にて新知御加増は下され候、御役替は御役儀の様子其番頭に被_二仰渡_一（改訂本）

三者をくらべると、『覚書』と上田本はほぼ同文であるのに対し、改訂本には、傍線部で役替えと家老一同の吟味について述べている。では、傍線部はすべて改訂者の付加と見てよいだろうか。

次あげたのは、池田本第八条である。

如上意万事御定の通に被仰付、新知御加増御役替等被仰付ニハ、御家老中不_レ残御召被成、吟味仕候へと被仰出、御家老中一同の上にて新知御加増ハ被下候、御役替之儀ハ御役儀の様子其番頭に被仰渡（池田本）

これを改訂本と比較すると、一目瞭然、同文であることがわかる。改訂本の傍線部はこれを踏襲したものである。池田本は『覚書』・上田本と比較すると、条の区切りや順番が異なり異文も多いが、このように池田本にのみある文章を改訂本が踏襲している箇所がいくつもある。ここから、益軒が依拠した改訂原本にはこの一文があったと見

るか、あるいは益軒が池田本系の写本をも参照していたとすべきなのか、さだかではない。しかしながら、『覚書』・上田本・池田本、そして改訂本を比較することによって、改訂原本をかなりの程度復元することが可能である。これに島原本を加えることによって（さきにも述べたように、その八条以後は『覚書』の五条以後と対応している）、そうした作業をより詳細に行うことができる。一例をあげよう。

自然徳ヲ得タル者ニテ御坐候ト和尚被申タルソ、此金言ヲ不断不忘（『覚書』第一四条）

自分徳を得たるものニ而御座候、尚書徳ハ善政、善政ハ在養民と御座候と和尚被申たるそ。我か金言を不断不忘（上田本第一四条）

自から徳を得たる者にて御座候、尚書に徳惟善政、政在養民と御座候と和尚被申たるそ。我此金言を不断不忘（池田本第二八条）

自ラ徳ヲ得タル者ニテ御坐候、尚書ニ徳善政、善政在養民ト御坐候ト和尚申サレタルソ。我金言不断不忘（島原本第一七条）

尚書に徳惟善政、政在養民と云へり、我此金言を不断不忘（改訂本第二五条）

『覚書』には、『尚書』の一句がない。しかし、他の三本及び改訂本に、この一句が引かれていることから、改訂原本にはこの一句があったのは間違いないからう。

こうした、諸本の対校により改訂原本が復元でき、そうしてはじめて益軒による改訂箇所を特定することができ、その改訂意図の斟酌が可能となる。いくつか具体例をあげよう。次は『覚書』・上田本第一条の一文である。

此心ヲ感シテ予カ若カリシ時ヨリ鷹ヲモテアソフト、是ニヨリ彼ヲシタヒテモ武道怠ル事第一なり（『覚書』）
此心をかんにして予か若かりし時より鷹をもて遊ぶそ。是ニより彼をしたひても武道怠さる事第一也（上田本）

一読してわかるように、傍線部が異なる。「怠ル」と「怠ざる」では意味が反対となってしまう。池田本には「おこたらざる」とあり、上田本と一致しており、『覚書』は書写の過程で誤ったのであろう。このように改訂原本が、武道を怠らないように鷹狩を推奨しているのに対し、改訂本は次のようにいう。

又狩をして鳥獸をとるも我一人の慰にするは大きな僻事也、狩をするには心持あり、第一には軍法の習し戦の稽古のため、又末々の民共の憂ひ歎きを聞べき為なれば、民を育む政の一端なり、然ども多くの人数をつれ民の耕作の時を妨げ田畑の作毛をそこなふは、却而民の大成憂をなし、天道に背き勿躰なき事ぞ、されば能心得て狩をすべし、人民を苦しむる事なかれ（改訂本第一条）

大幅な改訂である。狩の意義を認めながらも、独自に、民の耕作の時を妨げ民を苦しめないよう心得て狩をせよという主張を織り込んでいる。実は益軒は、たとえば『武訓』²⁹で、「士は三時は民のひまをうばはず。農は春は耕、夏はくさとり、秋は田畠に出来たる穀をかりをさむ。此三時のひまを、をしみてつかふべからず」と、同様の主張をしており、これは益軒の持論である。益軒はこの持論を、『御遺訓』に挿入したのである。

次は『覚書』・上田本第七条冒頭である。

又上意ニ天下ヲ治ル第一ハ、奢ヲ大小上下トナク取ヒシクヨリ外、無二無三ナリ（『覚書』）

又上意に天下を治る第一ハ、侈ものを大小上下と無とりひしくより外、無二無三そ（上田本）

一読すればわかるように、表記の違いはあるもののほぼ同文である。この箇所の改訂本は次のごとくである。

又上意に、天下を治る法は賞罰の二つぞ、賞は善を賞するなり、善を賞せざれば善人すゝまず、罰とは悪を懲しむるぞ、悪を罰せざれば天下の悪人はさらぬぞ、第一奢者を大小上下となく取ひしぐより外の法はなきぞ（改訂本第一条）

「天下を治る」と「第一」の間に、傍線部——賞罰の重要性を指摘した文——を割り込ませていることがわかる。この主張は取り立てて物珍しいものではないが、益軒はたとえ「君子訓」⁽³⁹⁾で、「賞罰は、君子その臣民を御する大権なり」⁽³¹⁾と為政者の大権とまでいい、その重要性を特筆している。「君子訓」は、元禄一六年の成立であるが、延宝八年（一六八〇）の家老宛の上書⁽³²⁾でも、益軒は「賞罰と申は国の大権にて」云々といい、改訂本跋文の年記天和二年（一六八二）以前にも同様の發言をしており、この賞罰論は益軒の政治論の眼目の一つだといえよう。

次は上田本第六条——改訂本第一〇条である（『覚書』も上田本とほぼ同文である）。両者とも、家々の「古法」（祖法）を破り「新法」を立てることが、家の滅亡を導くということを説いており、その点では論旨の変更はない。

子細ハ傍輩之つき合に何の益もなき争、我言たる事を互に利にたつへきとみ、うち果す事ニ而心を知れ。其家の元祖の夜の目をも合ス苦勞をして定め政道を、我当分の私欲深クすべき為に欲深輕薄人にたふらかされ、先祖の心根をけつりなは、など天道にはなされてハ有へきや。其先祖乃苦勞ヲ計、其次々の親の忍つもり、諸人をなつけ国を穩に治る人、天下の忠信深き人ぞ（上田本第六条）

子細は其家の元祖天下国家を初て取る程の才智有て其上久敷世間の事になれ熟し、後來の為に夜の目も不_レ合苦勞をして定置たる政道を、我当分の私の智を以て我意を立、彼欲深き輕薄者に誑され、先祖の心根を削りなばなど天道に不_レ被_レ捨して可_レ有ぞ、返々新法を不_レ可_レ立、去ば其先祖の勞苦を以国郡を相續する大恩を知り、其家を守り諸人を懐け穩かに治るは天下への忠信深き人ぞ（改訂本第一〇条、□も筆者）

改訂本は、「返々新法を不_レ可_レ立」（右の□部分）を挿入して、新法批判・古法順守の論旨をより明確にしたところに特徴がある。とともに、上田本の波線部を削り、代わりに「其家の元祖」と「夜の目」の間に、波線部「天下国家を初て取る程の才智有て其上久敷世間の事になれ熟し、後來の為に」の一文を加筆している。「古法」を立てた元

祖が並はずれた才智の持ち主であったこと、その元祖が子孫のために「古法」を立てたことを強調する。さらに直線部分では、子孫たるものは「国郡を相続する大恩を知り、其家を守」らなければならぬと説いている。祖法をなぜ順守しなければならないのか、元祖の才智・功績を強調することによって、説明されているといえよう。先にも見たように、祖法の順守は益軒の持論であった。注目すべきことに、益軒は、「国家を初て保ち申す程の人は、拔群に人に勝れたる才智無御座候はでは、大国大家を始めて起し申す事は成不申候故、其の先祖の仕置きたる事は、其身若年より艱難を経候て、よく／＼鍛錬工夫仕りたる法式を立て置き候」(黒田重時へ送書)二云々と、「上書」や著作(39)の中で、同様の議論を繰り返し展開している。天和二年(一六八二)福岡藩主黒田光之に献じた『克明抄』(34)にも、「国を初て御取被成候御先祖は、わかき御時より莫大の御苦身被成候て」「其忠節により国を御拝領被成候」、「其子孫に、長く其国を御伝へ譲り可被成ための御志にて御座候」とあり、『御遺訓』改訂当時、すでに益軒がこの主張をしていることがわかる。このように改訂本には、確かに、益軒の主張・論法を見て取ることができるのである。

以上、上田本・島原本の掘り起こしにより、『覚書』と改訂本のみを比較していた段階から改訂原本を再構成できる段階へ、さらには改訂者＝益軒の改訂部分を確定してその意図を斟酌できる段階へと研究を引き上げることができたのである。

二 附録の形成

『御遺訓』(本文)の形成過程とともに、問題になるのは、『御遺訓』附録の形成である。先にも見たように、益軒が改訂した旨を記した一文には「此篇及附録、共二冊」とあり、附録もまた益軒が手を入れたものだという。以下、附

録の諸本を検討することによって、改訂に際して扱った改訂原本はどのようなものだったのか、考察しよう。
 承応三年書写の池田本には「附録」(内題)がある(以下、池田本附録)。次の表三は、池田本附録全一八条の各条の冒頭一句と話者(記してあるもののみ)とを整理したものである。

表三

- 一 「日本名大将の一四将ハ、平将門公平清盛公平重盛公源頼朝公源義経公」 — 「本田佐渡守殿物語のよし」
- 二 「東照大権現様御幼君竹千代様と申奉りし頃尾州あつたの町人くろつくみといへる」
- 三 「上意のよし王法軍法三至百姓職人町人、此五つの善悪天下国家」 — 「本田佐渡守殿物語之由」
- 四 「大権現様御一代の中に大賀弥四郎が外、悪人のひいでたる事なし。それ／＼の名人多く何にても能者のうづもる事なく」 — 「佐渡守殿物語のよし」
- 五 「権現様御在伏見の時分、江戸にて或日の未刻に権現様於伏見御生害とたれ云ともなく」 — 「本田加信物かたりのよし」
- 六 「太閤相国秀吉公の上意に人はいる事といらざる事有。織田常信ハ茶の湯」
- 七 「権現様御在伏見の時分、有夜ひそかに御屋敷中ニさた仕ハ」
- 八 「太閤様大坂千貫矢倉にて内府様御家中の馬お御覧之処ニ」 — 「掃部(土方掃部頭)後にさんげ被仕たりと也」
- 九 「太閤様御他界の時分、内府様御領分の出家山伏職人町人じゆんれいに出たる百姓迄」
- 一〇 「大相国様御下心ハおくに様へ御代を御ゆつり可被遊よし」 — 「佐渡守殿物語のよし」
- 一一 「大権現様江、酒井雅楽頭殿土居大炊助殿青山伯耆守殿右三人を御召被成」

- 一二 「上意之由、人ハ大小上下共に道理を知る事根源なれ共知る者まれ也」 — 「末代のちしよくなりとの物語のよし」
- 一三 「上意のよし、武家ハ軍法を諸道の根元とす。軍法と云ハ常の備也」 — 「本田加信物語之由」
- 一四 「上意のよし、武家に軍法正敷時ハ悪へんじて吉と成そ、眼前の事。義元信長を討とて返てうたれ給ひ」
— 「加信物語のよし」
- 一五 「権現様浜松御在城の時分、駿河へ御打入被成、御帰陣刻あべ川のはたに人煎釜有」
- 一六 「上意之由、天地同根万物一躰、天のはしハ地に有、地のはしハ天に有。万物ハ天道の子也。人ハ万物のたましい也。人として人の道を失ふ時ハ万物ごとくくめつす。此故に天道ハ無道の者を亡し給ふ」
- 一七 「国を治るに三つの称有。国おはかりて人をはかり、人をはかりて糧をはかり、糧をはかりて国お治る。国をはかると云ハ、其国の大小上下遠近郡庄村里田畠山野森林海山を能知り、其相応に政道するを云そ」
— 「佐渡守殿物語之由」
- 一八 「大権現様ハそれくの者にそれくの道を具に御尋被遊、諸人もめいわく不仕、御公儀之御損も無之様ニ被仰付也。就中農人の事ハ百姓共ニ御尋被遊、御工夫深く御相談の上にて、国守と民との中道の御仕置也」 — 「佐渡守殿物語のよし」
- 一九 「損得七对十四ヶ条本田加信物語」 — 「本田加信物語」 (以下、内訳)
- ① 「御当家の御政道ハ慈悲を根元に被遊」
- ② 「北条家の政道ハ大将を初め家老武頭諸奉行銘々の智恵にかうまん仕」
- ③ 「田畠の所務には事之外損徳多し。過不及無之様に積る事政道の根元也」

- ④ 「土農のつり合悪敷時ハ士にけいはく有、農にわたかまり有」
- ⑤ 「田畠の所務ハ年貢一へんに取てよし。年貢一へんニ取時ハ百姓いさみすゝみ」
- ⑥ 「田畠年貢の外に小物成数多云かけ取時ハ百姓にいさみなければ」
- ⑦ 「年貢一へんに取ても国守の損なく結句利分有之」
- ⑧ 「小物成数多云かけ取ても米金多く納にて無之」
- ⑨ 「年貢一へん取時ハ奉行役人多く不入故、人夫のついへなし」
- ⑩ 「納物数多時は、奉行役人多して人夫のついへ多し」
- ⑪ 「年貢一へんにしても百姓なんぎに及時ハ米金をたゞ遣したるかよし。借す事悪し」
- ⑫ 「借したる金銀米錢なりとて、年貢を作の毛上にかけて上納させ其上に取時は、百姓妻子をうるか身をうるより外なし」
- ⑬ 「年貢一へんにして小物成無之時ハ、百姓大に悦ぶ物也。此事他国にもかくれなく他国の民必我國をし
たふ」
- ⑭ 愚政ハ納物の数多云かけ候へハ、金銀米錢多く納る様に心得、小物成数多云かけ取時ハ、百姓ハ非道お
云かけられ無理の仕置と思ふ故、国家をうらみ」
- 二〇 「大権現様関東御入国の時分、民のかまとまづしき事中々あはれ也」——「佐渡守語り被申たる……。
……加信物語之由」
- 二一 「関東御入国の年大飢饉にて餓死人多し。此子細を尋るに北条家威なる時分ハ上ニ慈悲有て奢なく政道正
敷して約をへんせさる故」

- 二三 「和尚の出語に現世をいのるハわらおねかふかことし。後世をいのるハいねをねかふかことしとの仏教也」
― 「佐渡守御物語のよし」
- 二四 「大権現様紫の御下帯三筋御調させ被遊、一筋ハ御自身御むすひ被遊」 ― 「佐渡守涙くみて同名上野介
ニ語りおしへられしと加信物語のよし」
- 二五 「大権現様御近習童子衆に御尋被遊候ハ、旗本の者共ハ予が事をは何と申そと。上意被成候へハ、童子衆
被申上候ハ御しわく御座候」 ― 「加信物語のよし」
- 二六 「関ヶ原乃明年天下の諸大名衆江戸へ被致参勤ければ、大権現様御料理被下」
- 二七 「大権現様御末期の時分、大相国様を御召被遊、上意に將軍我がさいごはや極りたるが天下ハ何と被心得
候哉と上意被遊けれバ」
- 二八 「大相国様ある月の十五日の暮に御手水を御つかひ被遊けれは」 ― 「上臈衆の物語之由」
- 二九 「或人の物語に、大権現様の上意未来の御事迄無相違、辛酉の年ハ必天の命を御改の年との御さたの時分
乃上意に、我が末ハ日出度改へきとの御事之由風説致候が」 ― 「或人の物語」
- 池田本附録の特徴を列举すれば、まず第一に、「和尚の出語に現世をいのるハ」(第二二条)、「如来の金言」(第一〇、二二条)と仏説を多く引用している。第二二条では、「天文十一壬寅年の御誕生、御年十八歳にて三国相伝大乘の浄土法句おさとり被遊、五重相伝を御うけ被成、毎日御念仏御おこたり不被成、大慈悲乃御化身にて様々の大なるを御しのき被遊。五十九歳にて天下の御主と御成被成」云々と、家康を阿弥陀の化身と見なしており、基盤とする思想は、本文と同じであるといえよう。

第二の特徴は、池田本附録には、「天地長久御代万歳しるへしと本田佐渡守殿物語のよし」(第一条の末尾)と、その話の出所が特記されている点である。「本田佐渡守」とは、「佐渡守上野介に語り被聞」「上野介(中略)奢強く(中略)身代滅亡成」(第一三条)等という文から明らかかなように、家康の腹心であった本多佐渡守正信(天文七(一五三八)〜元和二(一六一六)、上野介とは本多正純のこと)である。「御遺訓」と並ぶ当代の代表的な政道書である『本佐録』の作者に擬せられるこの本多正信が、池田本附録でも家康の逸話を伝える人物の一人となっているのである。「佐渡守殿物語」と特記されるのは、第一、三、四、一〇、一七、一八、二二条の七ヶ条である。これとは別に、「佐渡守涙くみて同名上野介ニ語りおしへられしと加信物語のよし」(第三条の末尾)、「本田加信物語の由」(第一三条)等と、本多正信の言行を伝えた人物として本多加信(経歴等未詳)が登場している。「加信物語」は、第五、一三、一四、一九、二〇、二三、二四条の七ヶ条である。一二条には、加信の名は見えないが、「佐渡守殿上野介殿に語り被聞」とあり、本多正信の言行を伝えている。他に出所を記しているものに、「上臈衆の物語之由」と上臈衆の物語が一条(第二七条)、「掃部後にさんけ被仕たりと也」(第八条)と土方掃部頭の逸話が一条あるが、全二八条のうち一五条が本多正信・加信を出所とする物語なのである。

さて、この池田本附録——改訂本附録(ともに全二八条)の対応関係を整理したのが、表四である(便宜上、池田本を基にそれが改訂本の第何条にあたるかを示した³⁵⁾)。

両者が対応するのは、全二八条のうち——改訂本附録でいえば第一〜七、九〜一二、一四、一六条の——二三ヶ条に過ぎず、両者の内容は大きく異なっている。改訂本附録では、第一九条から二七条まで諸家の廃絶及び熊沢蕃山・野中兼山の失脚などの歴史的事件を具体的に挙げており、寛文三年(一六六三)までの記事(野中兼山の失脚、第二一条)を載せる。それに対して池田本附録にはこれに対応する条はなく、徳川忠長の改易を述べた第二七条——寛永

八年（一六三二）の記事——がもっとも新しい。よって池田本附録のみから改訂本附録ができることはありえず、池田本附録は改訂本附録の直接の原本たりえないのである。では改訂原本は何か。

池田家文庫に、外題で『御遺訓補遺』（番号一五三）、内題で『御遺訓 井上主計頭覚書』というタイトルの一冊の写本がある。³⁶ この内題からもわかるように、この書（以下『補遺』と略記）は、通行の『御遺訓』（改訂本）と『井上主計頭覚書』とが異なることに気付いたある人物が両者を比較して、後者に独自の文章を抄出したものであり、この作業をいつ誰が行ったかわからない点で史料的に難はある。しかしながら、抄出した箇所は『覚書』・上田本に該当する文があり、この系統の写本であるといえる。注目すべきことに、この書には「御遺訓附録」と題し、『覚書』・上田本にはない附録を載せ、しかもその内容が改訂本附録と大幅に違うためかその大部分を書写している（ここから『覚書』・上田本にも、もともとは附録があった可能性もあり、注目される）。

この『補遺』附録全二五条と改訂本附録・池田本附録との対応関係を記したのが、表五である（『補遺』附録を基に表示した）。「補遺」附録と対応する改訂本附録は一四ヶ条であり、この『補遺』附録も改訂原本ではない。「補遺」

表四

改訂本附録	池田本附録	改訂本附録	池田本附録
	24	1	1
	25	9	2
1	26	2	3
14		3	3
	27	4	4
16		5	5
	28	6	6
		7	4
			5
		10	6
			7
		11	8
			9
		12	10
		12	11
			12
			13
			14
			15
			16
			17
			18
			19
			20
			21
			22
			23

表五

池田本附録			
	1	2	
	2	9	3
	3	2	4
		3	
		4	
		5	
		6	
	4	7	5
	5	8	6
	6	10	7
	7		8
	8	11	9
	9		10
	10	12	11
	11		
	12		12
	13		13
	14		14
	15		15
			16
			17
			18
			19
			20
			21
			22
	27		23
			24
	22		25

附録の第一条は、井上主計頭正就の素性・経歴等を述べたものである。改訂本附録・池田本附録のどちらにもないが、実は、前述の上田本の末尾に付された「道斎聞書」と一致している。また『補遺』附録の第三〜一五条までは、池田本附録の第二〜一五条と対応している。話者については、『補遺』附録第一〜一四条までは、各条の冒頭で「本多加信物語に」云々という。しかもこの本多加信の素性について、『補遺』附録第六条において、「本多佐渡守近き一家に本多可^{（た）}信といふ人、其身不仕合成故御奉公不成して、佐渡殿養ひとて被居。随分智恵深き人成故、佐渡守殿御内談相手に取成しか、上野介殿ハ不相口にて江戸の住居にて一家の合力を請被居」と述べる。これが真実かどうかはわからないが、加信に関する貴重な情報である。他に話者が挙がっているものに、土方「掃部殿物語」（第九条）、「去老人の物語」（第四条）、「在人の物語」（第五条）⁽³⁷⁾がある。

なお、『補遺』附録に挙げられた歴史的事件の中でもっとも新しいのは、第二三条の前半に描かれた「家綱公御代初めに正雪といふ浪人、諸浪人を語りひ徒党を仕かれと、謀願れて正雪ハ駿河ニ而自害す。其ハ党品川の末鈴か森ニ而刑罰に行ハる、見物の群衆す」云々という、慶安四年（一六五二）のいわゆる慶安事件である。興味深いのは、これを見物していた「白髪の老翁」の話として、「正雪油井氏を改め楠氏と名乗、殊ニ正成流といふ軍法を立て」、「正成の志」を立て、「武家へ敵」したのだと、由井正雪の志を賞美していることである。ちなみに改訂本附録は、この

正雪の話題を全面的にカットして、後半部「品川宿はつれに大門有」から第二七条を開始している。それはともかくとして、慶安事件を載せる『補遺』附録は、慶安四年以後の成立ということになる。

このように池田本附録も『補遺』附録も、のちの改訂本附録と対応しない条が半数程ある。では何に拠って改訂本附録は作成されたのか。いよいよ今回に見出された島原本附録を検討しよう。島原本附録は、先にも見たように内題が『東照宮御遺訓附卷ノ松永左門良明入道道齋聞書』であり、松永道齋の聞き書きだという。松永道齋は、『覚書』・上田本の冒頭の前書きにも出てくる人物であり、それによれば井上正就から家康の言行を聞き『御遺訓』をまとめたのがこの道齋だという。しかも上田本のタイトルは『松永道齋聞書』であり、これと同一の内題をもつ島原本附録が注目されるのである。また、内閣文庫にやはり道齋の名を冠した『道齋記』(番号五〇)⁽³⁸⁾が所蔵されている。この両本と改訂本附録・『補遺』附録・池田本附録との対応関係を整理したのが、次の表六である(島原本附録を基にそれが各本の第何条にあたるかを示した)。

まず島原本附録(全三九条)と『道齋記』(全三六条)とを比べると、島原本の第一八条、二四条に対応する条が『道齋記』にはない。その他の条はほぼ同文だが、条の順番が二箇所異なっている(島原本附録第一一、一二条と第二九〇三二条に対応する箇所)。両本とも、もっとも新しい歴史的事件は、高知藩の野中兼山の失脚(寛文三年(一六六三)、島原本附録第三二条——『道齋記』第三六条)であり、これ以後の成立ということになる。この両本と改訂本附録とを比較すると、『道齋記』には対応する箇所がない島原本附録第一八条と、改訂本附録第一五条とが対応している。島原本附録は、改訂本附録のすべての条に対応しており、条の順番も改訂本附録は島原本附録のそれをほぼ踏襲している(第三・四条、第三三・三四条で一部順番が前後するのみ)。すなわち島原本附録があれば、改訂本附録を作成することができるのであり、改訂本附録の全条に対応する条を有する島原本附録こそが、改訂本附録の直

表六

池田本附録	『補遺』附録	『道齋記』	島原本附録	改訂本附録
17	19	23		
18		24		
19	20	25		
20	21	26		
21	22	27		
22	23	28		
	33	29	19	
	34	30	20	
	35	31		
	36	32	21	
	24	33	23	
25	25	34	22	
			23	
			24	
	26	35	25	
	27	36	26	
23	28	37	27	
	29	38	28	
24	30	39		

池田本附録	『補遺』附録	『道齋記』	島原本附録	改訂本附録
1	1	1		
2	2	2	1	
2	3	3	3	9
3	4	4	4	2
				3
				4
				5
				6
4	5	5	5	7
5	6	6	6	8
6	7	7	7	10
7	8	8	8	
8	9	9	9	11
9	10	10	10	
10	11	31	11	12
11				
12	12	32	12	
13	13	11	13	
14	14	12	14	
15	15	13	15	
		14	16	13
26		14	17	14
			18	15
27		15	19	16
	16	16	20	
		17	21	17
		18	22	18

接の原形だと推測されるのである。

島原本附録（寛文三年（一六六三）以後成立）は、池田本附録（寛永八年（一六三一）以後成立）・『補遺』附録（慶安四年（一六五二）以後成立）とどのような関係にあるのだろうか。表六からわかるように、『補遺』附録は、その全条が島原本附録に入っているのに対し、池田本附録は一六ヶ条対応する一方で、まったく対応しない池田本附録に独自の条文が二ヶ条（第一、一六（二五、二八条）もある。そこには、「百姓」から年貢をどう取るかという具

体論まで展開されており、仁政に基づく農政のあり方が説かれている（前掲表三参照）。池田本の本文も、先ほど見たように、特異な文章を持っていたのであり、池田本全体をどう位置づけるかが、今後の課題となろう。

さて、次の表七は、島原本附録各条の冒頭一句と話者（記してあるもののみ）とを整理したものである。これによりながら、島原本附録の特徴を見ておこう。

表七

- 一 「井上主計頭殿御父ハ井上半右衛門殿ト申シテ」
- 二 「相国様ハ小松大臣以来ノ名将軍ト」
- 三 「東照権現様御幼君ニテ竹千代様ト申シ奉リシ頃尾州熱田ノ町人黒ツクミト云ル」
- 四 「権現様御意ニ王法軍法三宝」
- 五 「或人ノ物語ニ権現様御詠歌ニ、人多キ人ノ中ニモ」――「或人ノ物語」
- 六 「権現様御在伏見ノ節或日ノ未刻ニ」――「加信物語コレアリシナリ」
- 七 「或人ノ物語ニ太閤相国秀吉公ノ上意ニ人ハ入コトト不レ入」――「或人ノ物語」
- 八 「権現様御在伏見ノ時分、或夜密ニ御屋敷中ノ沙汰ニ」
- 九 「太閤様大坂千貫矢倉ニテ内府様御家中ノ馬共御覧ナサルニ」――「土方掃部殿物語」
- 一〇 「太閤様御他界ノ時分内府様御領分ノ出家山伏職人町人順礼」
- 一一 「本多加信物語ニ相国様御下心ハ於国様ニ天下ヲ御譲リナサル」――「本多加信物語」
- 一二 「本多加信物語ニ同名佐渡守ガ上野介ニ語り聞セラル、ハ、或トキ権現様上意ニ大小上下共ニ道理ヲ知ルコト根元ナリ」――「本多加信物語」

- 一三 「本多加信物語ニ云ク、或トキ同名佐渡守上野介ニ語り聞セラル、ハ武家ハ軍法ヲ諸道ノ根元トス」――
- 「本多加信物語」
- 一四 「加信物語ニ権現様上意ニ武家ニ軍法正シキトキハ悪変シテ吉トナル」――「加信物語」
- 一五 「権現様浜松御在城ノ時分、駿河へ御打入ナサレ御帰陣ノトキ阿部川ノハタニ人煮釜アリ」
- 一六 「相国様御他界ノ後、雅楽頭殿ハ西ノ御丸へ御移リナサレ、弥天下ノ後見ナリ」
- 一七 「本多加信物語ニ権現様御末期ノトキ相国様ヲ召セラレ」――「本多加信物語」
- 一八 「御本丸様ヨリ西丸様へ物マネヲヨク仕候盲目ヲ御慰ノタメトテ」
- 一九 「相国様或月ノ十五日ノ昏ニ御手水御遣ナサレ」――「上臈衆ノ物語」
- 二〇 「森川出羽守殿相国様御他界ノトキ御供ノ最期ニ」
- 二一 「家光様御幼君ノトキハ御内氣ニテ御坐ナサレ候ガ御年二十ノ内外ハ」
- 二二 「家光様ハ物コト御僉議大方ナラス御前ニテ御咄ノ衆権現様ノ御コト咄シ」
- 二三 「家光様竹千代様ノ御誕生ノ翌年年ノ三月ニ」
- 二四 「公方様御老中毎日四時御出仕ナリ家光様式目ノ四ツ」
- 二五 「家光様御六ツノ御年御遊ヒノ間ニテ山王祭ノマナヒ」
- 二六 「家綱様御年御十一ニテ將軍宣下ノ後三階ノ御矢倉へ御成候トキ」
- 二七 「家光公御他界ノ時分讚岐守殿ハ袖ノ乾クイトマナク」
- 二八 「家光公御他界ノ時分御供堀田加賀守殿知行十六万石常々ノ家法」
- 二九 「浮田中納言秀家滅亡ノコト浮田家ヲ取立シ忠臣ハ」

- 三〇 「本多加信物語ニ、福嶋左衛門太夫殿身体滅亡ノトキ相国様各老中」――「本多加信物語」
- 三一 「下野守様御逝去ノトキ小笠原監物松嶋ヨリ上リ」
- 三二 「備前ノ国主池田新太郎殿出頭人熊沢二郎八ト云フ儒者」――「無清物語」某松永道斎
- 三三 「松平石見守殿御身体滅亡ノコト」
- 三四 「讃岐国主生駒老岐守殿身体滅亡ノ事」
- 三五 「古田兵部殿滅亡之事兵部殿煩ニテ」
- 三六 「加藤肥後守殿御身体滅亡ナサレ候ハ」
- 三七 「家光公御他界ノ年家綱公御代初、由井正雪ト云フ浪人」――「白髮ノ老翁」某松永道斎
- 三八 「井伊掃部殿家老岡本半助或時掃部殿へ申上ルハ、人ハ兼テノ覚悟第一ナリ」
- 三九 「水戸中納言様御嫡子中将様松平伊豆守殿嫡子申斐守殿」

話者が挙げられている第五〇七、九、一一〇一四、一七、一九条までは、いずれも池田本附録にもある。これは、研究の現時点では、池田本附録より前の附録が見つかっておらず、池田本附録を典拠としたものだと推測しておきたい。ただし「加信物語」としながらも第三〇条の福島正則改易事件については、池田本附録にはない。秀忠と本多佐渡守との対話であるため「加信物語」としたのであるが、典拠は未詳である。第三二条と第三七条は、ともに「それがし某松永道斎」と、この書の筆録者とされる松永道斎自身が顔を出している。第三二条では、「土佐国老人無清ト申ス目医者ニ野中主計コト尋候ヘバ、伝ヘ承リシヨリ發明ナル人ニテ候ツルカ、上意ニテ主計身体ヲ御潰ナサレ土佐ノ在郷ヘ逼塞シ居申候ガ、其后病死仕候ヨシ、無清物語仕候」と、野中兼山の失脚・病死を無清という老目医者から

聞いたと道齋はいう。他方、第三七条では、「白髪の老翁」が語るのを道齋は「心ヲシツメ耳ヲソバダテ聞眷ユキシカ、此老人ト近付ヘシト思ヒシ内ニ何国トモナク見失ヒ行方シラス」と、聞き漏らすまいとしたが老人を見失ってしまったという。松永道齋なる人物については、他に史料がなくその実態は漠としている。『御遺訓』（本文）では『覚書』・上田本の筆録者として、附録では島原本附録・『道齋記』の筆録者として、その名が挙がっており、しかもそれが改訂本の直接の原本となっている。このように『御遺訓』本文・附録の形成史上、重要な役割を演じている松永道齋に関する史料の掘り起こしが今後、必要となろう。なお、改訂本附録では、話者を削除するか、「或人の物語に」（第二二条、島原本附録では「本多加信物語ニ」と匿名にしている。松永道齋の名も削除されている。また、島原本附録の思想的特徴としては、（本文と同様）「如来ノ金言ニ」（第一一条）等と仏説を引用していることも挙げておかなばならない。いうまでもなくこれも、改訂本附録では注意深く削除されている。

ところで、益軒が渉獵した雑記及び益軒自身の見聞集を貝原常春が編集した『朝野雜載』⁽³⁹⁾なる書物がある。全一五巻からなり、成立年はよくわかっていないが、末尾には享保一七年（一七三二）の西国飢饉の様子が描写されており、これより後の成立と推定される。この雑記帳に附録の文章がいくつも引用されている（ちなみに出典の銘記はない）。具体的に、いくつか見ておこう。

① 『朝野雜載』巻二に、家康が竹千代と名乗っていた頃、尾張熱田の町人が物真似をする鳥を献上したという逸話が引かれている。これは島原本附録の第三条、改訂本附録の第九条と対応するものである。島原本附録と改訂本附録との間で文章の異同はなく、益軒がどちらから引用しているか不詳である。

② 『朝野雜載』巻二に、家康が浜松に居たときに駿府で人を煎り殺す釜を入手したという逸話が引かれている。これは島原本附録（第一五条）・『道齋記』・『補遺』附録・池田本附録には見えるが、改訂本附録にはない条文である。

これを引用していることから、益軒が改訂以前の附録を実際に見ていたことが確認できる。

③ 『朝野雜載』巻一に、「井上主計頭、父は井上半右衛門とて、知行百五拾石取し士也。(中略)不慮に戸島が為に殺されぬ」云々と井上正就の素性・経歴を述べている。これは島原本附録(第一条)・『補遺』附録、そして上田本の「道斎聞書」に見えるものであり、改訂本附録には採用されていない。やはり益軒の手元には改訂以前の附録があったのである。

④ 『朝野雜載』巻二に、「物真似をよくする盲目」を無用とした逸話を引いている。これは改訂本附録(第一五条)に採用されているが、改訂以前の諸本では(現存が確認されるものでは)島原本附録のみに見える条文(第一条)である。益軒が島原本附録の系統の写本を手元に置いていた可能性が高いといえよう。

⑤ 『朝野雜載』巻八に、福島正則が「仁心少もなく、唯武勇一遍の将なる故、悪逆無道の挙動のみ多く、備後・安芸両国の「人民」を苦しめたのであるから、家康により改易されたのもやむなしという本多正信の発言を引いている。これは島原本附録(第三〇条)・改訂本附録(第二〇条)に載る福島正則改易事件に関する逸話である。その一部を比較してみよう。

両国人民二六時中、焰の内に居るがごとく、八大地獄の苦しみは今の左衛門が領分なりといふ。〔朝野雜載〕

此故二両国ノ人民二六時中烟ノ中ニ住、偏ニ八大地獄ノ苦ト云フハ、今ノ左衛門大夫カ領分也ト云シ(島原本)
此故に両国の人民二六時中焰の中に住がごとし(改訂本)

三者を比べれば、一目瞭然、『朝野雜載』の表現は島原本附録と一致している。益軒は島原本附録の系統の写本を確かに利用しており、この箇所を引用しながらも、改訂に際して、「八大地獄」という仏教的宇宙観にもとづく言葉を削除したと推定される。やはり附録の改訂者も益軒であると断言して間違いはなからう。

むすびにかえて

以上、『御遺訓』及び附録の形成過程を考察してきた。その結果、改訂本『御遺訓』が依拠した改訂原本は上田本・『覚書』系統の写本であり、改訂本附録が拠った改訂原本は島原本附録系統の写本であることが、明らかとなった。もちろんこれはあくまでも現在までの『御遺訓』諸本の掘り起こしの成果をもとにした中間報告に過ぎず、今後調査を継続していかねばならない。以下では、『御遺訓』の形成に関する若干の論点を提示してむすびにかえたい。

まず改訂本附録の原本と推定される島原本の位置づけを考える必要がある。島原本の本文は、途中までが改訂本、途中からは改訂原本に対応するきわめて特異な写本であった。その附録が現在のところ改訂原本にもっとも近いということを加味すると、改訂途中の本が書写された可能性もあり、注目される。あるいは、本文の前半部分を欠いた写本（すなわち本文の第八条から附録まで）を入手した者が、その欠落を一般に流布している改訂本を書き写すことで補った可能性もあろう。

第二に、現存する最古の写本である池田本『御遺訓』・附録の位置づけも問題となる。承応三年という古い書写年を持つにもかかわらず、その本文も附録も、改訂本に直接つながるもの（改訂原本）ではなかった。池田本『御遺訓』は、上田本・『覚書』系写本とどのような関係を持つのであろうか。前稿では、原『御遺訓』に「もっとも近い書物」と推定しておいたが、池田本が、上田本・『覚書』系写本より前なのか後なのかということ考察していく必要がある。附録は、その記事の内容からして池田本がもっとも古いと推定されるが、本文については確たる証拠がないのが現状である。同時に、この問題とは別に興味を引かれるのは、池田本が、たとえば本文の第一八条で「上意、

天下の善事を能聞糺事第一也。善事の根元ハ孝行そ。古人も忠臣ハ孝子の門ヲ出るとなれハ、孝有者ハ必忠有そ。(中略)善人一人あぐれば万人善道に入そ」といい、また第一一条でも、「忠信の根元は己れを明白にして人を能知る事、大忠也。人をしるには先孝子をあげよ」と、孝子の顕彰を政治の要諦としていることである。これは、改訂本にも上田本・『覚書』系写本にも見えない、池田本独自の見解である。池田本は、前稿で述べたように、「御旗本天野弥五右衛門」から借り受けて書写したという由来を持つ。⁽⁴⁰⁾ 実は、天野弥五右衛門長重(元和七(一六二二)〜宝永二(一七〇五))は、駿河国今泉孝農夫の顕彰を幕閣に求めた人物であり、彼こそが有名な五代將軍綱吉の孝子顕彰の、事実上の立役者であったことを想起するとき、池田本の孝子顕彰論が注目されるのである。天野長重は池田本に影響を受けたのか、あるいは池田本に天野の手が入っているのか等という、新たな問題が浮上するのである。

第三に、附録の形成を考えると、その話者として本多佐渡守正信(及び正信の言行を伝えた人物として本多加信)の名が挙がっていることにも注目しておかなければならない。『本佐録』(別名…正信集)の作者にも擬せられるこの人物が、附録の代表的話者とされているのである。『本佐録』と『御遺訓』は、近世の代表的な政道書であるが、このうち『本佐録』の全体、及び改訂前の原『御遺訓』附録の半分ほどが、この正信の口を借りて語られているという事実は、両書の形成について大きな示唆を与えてくれよう。

『本佐録』の出自については諸説あるが、室鳩巢(万治一(一六五八)〜享保一九(一七三四))も述べているように、正信の次男である金沢藩家老本多政重の子孫の家から出てきたというのが、もっとも有力な説である。もちろん鳩巢は、ここから正信の真作だと強弁しているが、これは確証はなく、むしろ政重周辺で作成された可能性をも読み取ることができよう。前掲拙著『太平記読み』の時代』ですでに論じたように、本多政重は、『理尽鈔』の講釈を深く受容した人物であり、家臣の大橋全可を専任の講釈師としており、また藩主の前田光高に勧めて『理尽鈔』講釈を

受講させている。そして、この政重の周辺から、『百戦百勝伝』（政重著、現存未確認）、『孫子陣宝抄聞書』（大橋全可編）、『太平記理尽凶経』（同編）等といった『理尽鈔』関連書が生み出されている。実は『本佐録』を詳細に分析すると、『理尽鈔』からの引用・抜粋が随所に見られる。一例のみ挙げれば、『本佐録』で「天下の為、君の為に、心を尽し、常久（細川頼之）一人の法度を以、十四代治りたり」と補佐の臣の模範として細川頼之（元徳一（一三三二）九）〜明德三（一三九二）の名をあげている。『太平記』が、頼之の「執事職」就任により「中夏無為ノ代ニ成テ、目出カリシ事共也」（巻四〇末尾⁴⁹）と、頼之の登場をもって太平の世が到来したとしてその長い乱世のドラマを最終させていることは周知のことであろう。ところが『太平記』には頼之がどのような政道を布いたのか何も述べていない。その行跡を詳細に述べているのは実は『理尽鈔』巻四〇であり、『本佐録』は『理尽鈔』の頼之像を継承しているのである。とすれば『本佐録』も、『理尽鈔』世界に足場を置いて形成された可能性が高く、『理尽鈔』関連書を次々と生み出していた本多政重周辺は、作成場所として絶好の環境にあるといえるのである。もちろん現段階では確たる証拠はないが、『本佐録』の思想的基盤からそのように推定することができる。

他方、原『御遺訓』附録の正信・加信物語は、一族の本多加信が物語ったものだという。加信については、現在のところ実在すら確認できず、本多政重との関わりも含めてこの物語がいつどこで形成されたか、謎のままである。

ところが、「忠臣とハ細川武蔵入道頼之が行跡を能々伝聞て忠功にまよふ事なかれ」（池田本附録第一八条）、「細川勝元己れが先祖武蔵入道頼之が行跡ハまなハすして、北条か跡をおひ」（池田本附録第一二条、島原本附録第一二条等にもほぼ同文あり）等と、この正信・加信物語も『理尽鈔』の頼之像を継承している⁴⁹。実はこれは、正信・加信物語だけに見られることではない。次に挙げた一文は、島原本附録第一六条であり、正信・加信物語ではない。

相国様御他界ノ後、雅楽頭殿ハ西ノ御丸へ御移リナサレ、弥天下ノ後見ナリ。雅楽頭殿逝去前ニハ威ヲ大炊殿へ

御譲リナサル、ヲ、世ノ人ハ御前滞リタリト云フハ、実ヲ知ラサルユヘナリ。細川武蔵入道頼之ノ例ナリ（改訂本附録第一三条もほぼ同文）

後見役のあり方を述べるときに、細川頼之が引き合いに出されているのである。さらに、附録だけではなく、『御遺訓』本文でも「家老」の心得を述べて、

頻に威をこのむものハ、主をたふらかし傍輩をたらずものそ。忠信と云ハ、細川武蔵入道頼之か行跡を伝聞、忠信と武法とを能知れ（上田本第八条。改訂本第一六条には「忠信と云ハ」がないが、ほぼ同文。池田本第一八条には「忠臣とハ、細川武蔵入道頼之か行跡を能々伝聞て忠功にまよふ事なかれとの御事」）

と、やはり、あるべき家老像として細川頼之を引き合いに出している。すなわち、『御遺訓』本文・附録もまた、『理尽鈔』世界に足場を置いているのである。『御遺訓』の形成に関しては、もう一人の謎（実在未詳）の人物松永道斎が絡んでおり、さらに慎重な検討が必要であるが、少なくとも、『本佐録』・『御遺訓』の両書が『理尽鈔』の影響で作成されたのは確実だといえよう。ここで仮説として、『理尽鈔』↓『本佐録』・『御遺訓』という政道書の系譜⁽⁴⁶⁾を提起しておきたい。

最後に、本稿で論証したように、『御遺訓』・附録は、益軒によって発見され、益軒の改訂を経て世に出回ることとなった。この事実は二つの大きな問題を我々に投げかけている。一つは、いうまでもなく益軒改訂『御遺訓』が世の中に与えた影響、その実態を解明するという問題である（「はじめに」参照）。もう一つは、益軒にとって『御遺訓』の発見が、どのような意味を持ったのかという問題である。本稿では触れ得なかったが、『御遺訓』の政道論と益軒の主張とはきわめて類似している。だからこそ益軒は『御遺訓』を発見したともいえようが、『御遺訓』から影響を受けた点も少なからずあるのではなからうか。益軒の思想形成に『御遺訓』が与えた影響を考察していかねばならな

い。周知のように益軒の著作（益軒本）は、一八世紀に入ると、民衆の上層部までを讀者層に獲得し流布していくことになる。⁽⁴⁷⁾益軒本の流行と改訂『御遺訓』の流布という問題は、切り離しては解くことができないのではなからうか。今後の課題である。

- (1) 徳川家康の神格化の思想史的由来を採る研究として、曾根原理『徳川家康神格化への道——中世天台思想の展開——』（吉川弘文館、一九九六）がある。
- (2) 高藤晴俊『家康公と全国の東照宮——泰平と激動の時代を結ぶ東照宮めぐり——』（東京美術、一九九二）。
- (3) これについての研究史整理については、曾根原氏前掲書序章を参照されたい。民衆の受容については、大雑把に整理すれば、東照権現信仰は民衆に受容されなかったとみる奈倉哲三氏（近世の信仰と一揆）『講座一揆』四（生活・文化・思想）、東京大学出版会、一九八一）他の見解に対して、中野光浩氏や倉地克直氏は「祭祀」に着目して民衆に受容されたと指摘している。中野光浩「江戸の東照宮の成立をめぐって」（『地方史研究』二五〇、一九九四）、同「東照宮信仰の民衆受容に関する一考察」（『地方史研究』二三七、一九九二）、同「仙台東照宮祭祀の歴史的特質について」（『地方史研究』二六一、一九九六）、倉地克直「東照宮祭祀について」（『近世の民衆と支配思想』柏書房、一九九六）その他を参照。
- (4) 『国書総目録』岩波書店、補訂版、完結は一九九一年。『古典籍総合目録』岩波書店、完結は一九九〇年。
- (5) 石毛忠氏は「研究余録・徳川イデオロギーの特質——『東照宮御遺訓』と『東照宮縁起』——」（『日本歴史』五九五、一九九七）において、「御遺訓」の政道論と『縁起』の神学は本来一体のものとして統一的に解釈すべきであり、そうすることによって初めて徳川イデオロギーを構造的に把握できるといふ問題提起を行っている。果たして「本来一体のもの」であったかを含めて、検討すべき課題は多い。
- (6) 近藤斉『近世以降 武家家訓の研究』風間書房、一九七五。
- (7) 石毛忠前掲論文。また同「江戸時代後期における天の思想——東照大権現崇拜思想の変質——」（『文化史学』二七、一九七二）。石田一良「前期幕藩体制のイデオロギーと朱子学派の思想」（『思想大系28 藤原惺窩・林羅山』岩波書店、一九七五）。

なお石田氏は、家康もこの天道の機能を十分承知していて、「今天下の執権を天道よりあづけたまへり。政道若邪路にへんずる時は、てんより執柄たちまち取りあげ給ふぞ」(『東照宮御遺訓』)と、子孫を戒めていると述べ、「御遺訓」を家康の言葉を伝えたものと見なしている。だが、家康が語ったものという証拠はなく、偽作と見るのが通説である。

(8) ヘルマン・オームス『徳川イデオロギー』黒住真他訳、ベリかん社、一九九〇。原題は、『TOKUGAWA IDEOLOGY: EARLY CONSTRUCTS, 1570-1680』, Princeton University Press, 1985。同「朱子学と初期徳川イデオロギーの形成——問題の輪郭——」(『季刊日本思想史』三一、ベリかん社、一九九〇)。

(9) 平野寿則『東照宮御遺訓』と『井上主計頭覚書』について(ヘルマン・オームス、大桑斉共編『シンポジウム徳川イデオロギー』ベリかん社、一九九六)。なお、平野氏の論考は、大谷大学大桑研究室における共同研究の成果に基づくものである。

(10) 『東照宮御遺訓』二巻二冊、「岡山学校」の蔵書印。池田家一五九—二六。

(11) 近藤氏は『井上主計頭覚書』等を、益軒改訂本に異文を「割込」ませて改変したものと位置づけている。これを改訂本以前の「旧本」と見るのは、平野氏の新見解である。

(12) 拙稿「天道」と幕藩制秩序(玉懸博之編『日本思想史——その普遍と特殊——』ベリかん社、一九九七)。

(13) 平野氏は「その内容や用語からして」、「原形により近い書物と推定される」と述べるに止めている。

(14) 『御遺訓』(目録上での表題は『東照大権現様御遺訓』)、上下・附録、三冊。岡山大学附属図書館池田家文庫E—一五三、マイクロフィルムYE A—〇〇〇三〇。

(15) 秋田藩の事例は、前掲拙稿「天道」と幕藩制秩序」に紹介している。

(16) 近藤斉前掲書。

(17) 民衆の『御遺訓』受容の実態についてはよくわかっていない。武蔵国入間郡赤尾村の世襲名主林信海(文化元(一八〇四)〜文久二(一八六二))は、村方騒動で「代官の命により貸金の利子帳消しに踏切らざるを得なくなった」(第五〇回民衆思想研究会〈於法政大学、一九九九年二月一日〉)における、高尾善希氏の報告「近世後期村役人家の融通行為と地域社

会」より教えられた。なお、以下の引用は、高尾氏のレジメによる。時に、「既ニ恐多茂世間ニ秘写伝東照大権現之御遺訓ニ、法は理を破ることあれ共、理は法を破るとてなし云々、ともあるをや」(林家文書一六〇一)と、『御遺訓』の名を挙げ自己主張をしている。しかしながら、今日広く伝わっている『御遺訓』(改訂本系)には、この語はない。『神君御遺訓』(たとえば、上田市立図書館山崎文庫蔵)等という名で伝えられる『徳川成憲百箇条』にこの語があることから、林信海のいう『御遺訓』とは、この『百箇条』を指すのではと推定される。『百箇条』の受容も含めて「東照宮」ものがどのように受容されたか、今後検討しなければならない。また横田冬彦氏によれば、河内国北河内郡日下村の庄屋森長右衛門は、享保一四年(一七二九)に、本屋(大坂農人橋谷町の書物屋和泉屋喜兵衛)から「東照宮御遺訓 書本十一巻」を借りていたところ「急ニ見申度と申仁有之由ニ而」一旦返却して、あらためて読み残り文を借用したという(横田冬彦「益軒本の読者」横山俊夫編『貝原益軒——天地和楽の文明学』平凡社、一九九五)。この「東照宮御遺訓」は何か。森長右衛門はそこから何を学んだのか検討していく必要がある(なお、この事例の意義については、日本史研究会近世史部会一九九八年度一二月例会において宇野田尚哉氏より口頭で教示を受けた)。

(18) 平凡社選書一九二、一九九九。

(19) 宮沢誠一「幕藩制イデオロギーの成立と構造——初期藩政改革との関連を中心に——」(『歴史学研究』別冊、一九七三)、深谷克己「百姓一揆の思想」(『思想』五八四、岩波書店、一九七三)、のち『百姓一揆の歴史的構造』(校倉書房、増補改訂版、一九八六)に所収。

(20) 今田洋三『江戸の本屋さん』、日本放送出版協会、一九七七、他。

(21) 小林正甫著『重編応仁記』、東北大学附属図書館狩野文庫蔵。

(22) 筆者が前掲拙稿において、平野説に批判を加えたことが機縁となり、一九九八年から一九九九年までの二年間、大桑齊氏を代表とする共同研究「近世における仏教治国論の史料的研究」(倉地克直氏、曾根原理氏、前田一郎氏、平野寿則氏、福島栄寿氏、平田徳氏、安藤弥氏、重田恭子氏、大間実氏、北城伸子氏)に参加し、各地に史料調査に出掛け、数多くの『御遺訓』を実見することができた。その成果が、大桑編『近世における仏教治国論の史料的研究』(科学研究費補助金基盤研究C、課題

番号10610240(研究成果報告集)である。本稿は、この報告集に収載したものに、加筆したものである。同報告集には、平野寿則氏による『御遺訓』研究の新稿『井上主計頭覚書』と近世初期の政治的イデオロギーが収められている。参照されたい。

(23) 『東照宮御遺訓』、松平文庫七三二一六。

(24) 上田市立図書館山崎文庫七九二。

(25) 上田市立博物館蔵佐藤家文書。上田市立博物館の図録『上田藩の人物と文化』付録Ⅱに収載。

(26) 上田市立博物館蔵信濃国上田松平家文書(信濃国上田松平家文書目録)。「明細」断絶家、分類番号五六六。

(27) 同前、『明細』拾、分類番号九二。

(28) 以下、改訂本の定本として、仮に近藤氏前掲書所載の『東照宮御遺訓』を用いることとする。ただし、これは近藤氏が「こうして転写されることに字句が変わったり、誤字脱字ができたり、行が抜けたり、時とすると一頁も飛ばしてしまったりして解らなくなっている処があるので、十数種を校合して定本を作ってみた」と述べているように、氏が(校合作業を経て)作成した「定本」である。よってこの定本と『覚書』・上田本を比較するのは適当ではない。本来であれば、最も古い改訂本を採り出し、近藤氏作成の定本を再検討する作業が必要であるが、これは今後の課題としたい。

(29) 『武訓』上、成立年未詳。『益軒全集』巻之三、益軒会編、国書刊行会、一九七三。

(30) 『君子訓』下、元禄一六年(一七〇三)成立。前掲『益軒全集』巻之三所収。

(31) 以下、引用しておけば、「賞罰妄なれば、臣下の心服せずして、上の威軽くなる。功ある者を賞し、罪ある者を罰せんと、下知を立つるは法令なり。もし功あれども賞せず、罪あれども罰せざる時は、是賞罰信なきなり。斯の如くなれば、法立たずして民信せず(下略)」。

(32) 「庚申封延宝八年三月四日重種贈書」、『益軒先生与辛臣書』、前掲『益軒全集』巻之三所収。

(33) 「黒田重時へ送書」(『益軒先生与辛臣書』)、『益軒全集』巻之三所収。その他、『家道訓』(正徳一年成立)巻之三冒頭の一節、『君子訓』(元禄一六年成立)下の最終条。

- (34) 『克明抄』、天和二年(二六八)十一月二日、福岡藩主黒田光之に献じたもの。『益軒全集』巻之三所収。
- (35) 前掲拙稿「天道」と幕藩制秩序」の注(24)で、附録についても若干考察しておいた。
- (36) 外題「御遺訓補遺」、内題「御遺訓 井上主計頭覚書」。岡山大学附属図書館池田家文庫P一三三八。
- (37) 『補遺』附録第四条に対応する池田本附録第三条は「本田佐渡守殿物語の由」であり、『補遺』附録第五条に対応する池田本附録第四条も「佐渡守殿物語のよし」である。なぜ本多正信の名を挙げなかったのかは不詳である。なお、『補遺』附録第一一〜一四条までは「本多加信物語」と特記されるが、池田本附録第一〇条は「佐渡守物語」であり、第一条はその話者が記されていない。第一二条にも佐渡守の名はあるが加信の名はない。『補遺』附録は、これを一括して「加信物語」としており注目される。
- (38) 『道斎記』五巻一冊、疋田忠右衛門書写、国立公文書館内閣文庫、昌一六六一八三。
- (39) 前掲『益軒全集』巻之八所収。
- (40) 池田本には次の添書がある。「昨日奉窺候書物三札献上仕候。御旗本天野弥五右衛門と申候老人、小笠原佐渡守殿へ此書物事之外隠密ニ而借シ被申候由、奉承候」。天野長重は、石高三千石余の旗本。大坂駿府在番、日光山破損奉行、豊後目付、仙台目付、御槍奉行、御旗奉行等を歴任。著書に『思忠管見』・『思忠志集』(ともに内閣文庫蔵)等がある。なお、「老いの生き方」という観点から、この天野長重に光をあてた研究に、氏家幹人『元禄養老夜話——旗本天野弥五右衛門の晩節——』(新人物往来社、一九九六)がある。
- (41) 前掲『思忠志集』に「駿河国今泉孝農夫江遣状事」が収められている。なお、『思忠志集』には、「東照宮大権現家康公之御仕置天地乃ごとく御慈悲深」(巻五)云々と、『御遺訓』を踏まえたであろうと推定される家康の仕置論にも言及しており、注目される。また「太平記評判序在」「太平記評判二冊目ニ在リ」(巻一)等と『理尽鈔』からの引用があり、天野長重は『理尽鈔』を読んでいたことがわかる。長重の思想形成を検討するという興味深い課題に今後挑んでいきたいと思う。
- (42) 刊本『本佐録』所収、室鳩巢「題本多佐渡守藤政信論治道困字書」、享保一〇年(一七三三)筆。
- (43) 『本佐録』と『理尽鈔』との関連を論じた、別稿「『本佐録』の思想史的研究序説」(仮題)を準備中である。

(44) 日本古典文学大系三六『太平記』三、岩波書店、一九六一。

(45) 楠正成についても、「後醍醐天皇ノ乱世ノ時分、公家ニハ万里小路藤房ヲ賢人トシ、武家ニハ楠判官正成ヲ賢將トス。此兩人天下ノ治マルマシキコトヲ知テ、藤房ハ公家ナレハ遁世シテ妙心寺二代目ノ和尚ナリ。正成ハ武家ナルユヘ摂州湊川ニテ討死ス。是則公家武家銘々ノ家職ヲ知ル人也」(池田本附録第四条。島原本附録第五条)という。これは『理尽鈔』巻一三「藤房卿遁世事」の逸話(藤房が遁世の前に正成を召して天下の行く末を語り合う。藤房の遁世の志を見抜いた正成は、「某ハ武士ニテ候ヘハ討死外別ニ思フ事不侍」と「泪を流して」語ったという)に依拠したもので、「太平記読み」の正成像を継承している。

(46) 『本佐録』と原『御遺訓』附録の正信・加信物語とは、『理尽鈔』世界を共有しているといえるのであるが、その正信像(家康像ともいえる)は異なっている。というのは、『本佐録』では鳩巢らが高く評価したことからもわかるように儒学的色彩が強いのに対して、原『御遺訓』では仏教が前面に押し出されており、正信・家康のイメージをめぐって、両者は対照的な位置にあったのである。この正信像をめぐる両書の綱引きをどう考えるかという興味深い課題を、今後解いていく必要がある。

(47) 横田冬彦氏掲「益軒本の読者」他。

【付記】史料調査・収集に際して多くの方々にお世話になりました。お忙しい中、史料の閲覧等の便宜をおはかりいただき、お手数をおかけしました。この場を借りて御礼申し上げます。なお、本稿は文部省科学研究費補助金の成果のひとつです。

巻(残欠)	内 容 1	内 容 2
改訂本文のみ 改訂本文のみ 改訂本文のみ 改訂本附録のみ 改訂本附録のみ	正徳5年(1715)7月朔日 「愚仰之余以識」の識 万延1年(1860)7月9日写, 改訂本文, 跋文なし 寛延2年(1749)写, 跋文なし 跋文なし	改訂跋文あり, 署名年記なし 改訂跋文あり, 署名年記なし 万延元庚申七月九日 内題: 東照宮御遺訓附録 右神訓一冊師命以伯字家藏繕写呈
改訂本文・附録合綴 改訂本文のみ 遺老物語第三のうち 3巻, 改訂本文のみ 改訂本附録のみ	宝永五年六月吉日曾写一明和6年(1769)五月写, 跋文なし 跋文なし 岩見文庫 文化8年(1811)9月18写	神訓一冊師命以伯字家藏繕写呈 内題: 東照宮御遺訓 改訂跋文あり, 署名年記なし
改訂本文附録 改訂本文附録 改訂本文のみ 改訂本附録のみ 改訂本文・附録(翁物語と題す)	寛政9年(1797)9月写 宝暦12年(1762)写, 署名を墨で消す 文政6年(1823)9月写 改訂跋文なし	改訂跋文なし 宝暦拾貳年江戸勤番之節写之 文政六未年九月日於江府写之者也
4巻4冊, 附録のみ 巻2, 2が本文, 4か附録	嘉永6年(1853) 小黒剛秀写 松永道斎聞書 改訂本文附録+α	改訂本附録と一致しない文あり 寛政5年(1793)11月書写
改訂本文のみ 改訂本文のみ 忠山公治家記録と合 改訂本文附録 改訂本文のみ	文政13年(1830) 若林友輔写 嘉永4年(1851) 木村成長写 遺老物語の内 虞辺益積・上野長則写	改訂跋文あり, 署名年記なし 改訂跋文あり, 署名年記なし 改訂本文の抄
改訂本文のみ 改訂本文のみ 改訂本文のみ 改訂本文のみ 改訂本文附録	天保5年(1834) 菊田喜雅写 村上東野写 改訂跋文あり, 署名年記なし	享保九甲辰閏四月上旬
改訂本文附録とも2巻1冊 改訂本 改訂本文のみ	嘉永7年(1854)11月写 松園叢書31, 3 麗斎叢書2	嘉永七寅歳十一月奥村宗旦写之
改訂本附録のみ 改訂本文・附録とも 改訂本文附録とも6巻6冊 改訂本文・附録とも 改訂本文のみ	天保10年(1839) 松田和良写 改訂跋文年記あり 改訂跋文	松田が宿直中に写す 天和2年(1682)6月
改訂本附録のみ	三畏斎水野蔵の印	

『東照宮御遺訓』の形成

『御遺訓』データベース（備考；調査済みのものに*印を付した。）

番号	書名	所蔵者	旧蔵者	国書総統	調査済	冊数
1	御遺訓	北海学園大学北靄文庫			*	1
2	御遺訓	北海学園大学北靄文庫			*	1
3	東照宮御遺訓	弘前市立図書館	三上富弥寄贈（昭32）	○	*	1
4	神訓前編附録	弘前市立図書館	三上富弥寄贈	○	*	1
5	東照宮御遺訓附録	弘前市立図書館	外崎覚寄贈（大正13）	○	*	1
6	東照宮御遺訓	弘前市立図書館岩見	岩見文庫、蟹沢書記	○	*	1
7	神君訓謨	弘前市立図書館岩見	岩見文庫	○	*	1
8	御遺訓附録（東照宮）	弘前市立図書館		○	*	1
9	東照宮御遺訓	弘前市立図書館岩見	岩見文庫	○	*	1
10	東照宮御遺訓附録	弘前市立図書館岩見	岩見文庫	○	*	1
11	東照宮御遺訓	弘前市立図書館	藤田久次郎寄贈	○	*	2
12	東照宮御遺訓	八戸図書館	八戸南部家		*	2
13	東照宮御遺訓	八戸図書館	遠山家		*	1
14	東照宮御遺訓附録	八戸図書館	北休亭靈庵書写		*	1
15	東照宮御遺訓	盛岡県立図書館	北氏蔵本		*	1
16	東照宮御遺訓	米沢市立興讓		○		1
17	神君御遺訓（東照宮）	米沢市立興讓		○		1
18	東照宮御遺訓	米沢市立興讓		○		1
19	東照宮御遺訓附録	東北大学附属図狩野	狩野亨吉	○	*	4
20	神祖御遺訓・神祖御文写	東北大学附属図狩野	狩野亨吉	○	*	6
21	東照宮御遺訓	東北大学附属図書館	桑原蔵書		*	2
22	東照宮御遺訓	宮城県図書館	若林友輔	○	*	1
23	東照宮御遺訓	宮城県図書館	木村成長	○	*	1
24	東照宮御遺訓	宮城県図書館伊達	仙台伊達家	○	*	2
25	東照宮御遺訓	宮城県図書館青柳	青柳館文庫	○	*	2
26	東照宮御遺訓	宮城県図書館小西		○	*	1
27	東照宮御遺訓	宮城県図書館小西	飯川氏図書	○	*	1
28	東照宮御遺訓	宮城県図書館小西	小西利兵衛	○	*	1
29	御遺訓	宮城県図書館伊達	仙台伊達家	○	*	1
30	東照宮御遺訓	宮城県図書館伊達	仙台伊達家	○	*	2
31	松永道斎聞書	茨城大学書文庫		○		1
32	松永記	筑波大学附属図書館		○		2
33	松永談話	筑波大学附属図書館		○		2
34	東照宮御遺訓	筑波大学附属図書館		○		2
35	東照宮御遺訓	筑波大学附属図書館		○		1
36	東照宮御遺訓附録	茨城歴史館		○		1
37	東照宮御遺訓	成田図書館		○		2
38	東照宮御遺訓	国立国会図書館	奥村宗旦写	○	*	1
39	東照宮御遺訓	国立国会図書館		○	*	2
40	御遺訓（内題）	国立国会図書館		○	*	1
41	東照宮御遺訓附録	国立国会図書館		○	*	1
42	東照宮御遺訓	国立国会図書館白井	白井氏蔵書	○	*	1
43	万歳賜（東照宮御遺訓）	内閣文庫	浅草文庫	○	*	6
44	拾宝験記（東照宮御遺訓）	内閣文庫		○	*	3
45	東照宮御遺訓	内閣文庫		○	*	1
46	東照宮御遺訓附録	内閣文庫	水野忠邦旧蔵	○	*	1

巻(残欠)	内 容 1	内 容 2
改訂以前の写本、附録なし 改訂以前の附録 改訂以前附録のみ、5巻1冊 改訂本附録のみ	東照宮御実紀附録? 明治9年(1876)写	道斎か大久保にあてた文書 此書林氏依所望疋田忠右衛門写之
附録共 附録共		内題 松永道斎問書准遺訓
附録 附録共 本文附録共、1巻2冊	貞享2年小田正辰写、覚書に類似部分あり 享保15年(1730)政數写	筑前門野村大場太郎左衛門宅で写 享保一五年庚戌十二月二十八日
1軸? 覚書本文のみ	千石敬止蔵本写 福岡県江藤正澄蔵本写、久米邦武採訪	内閣文庫本と同内容
改訂本本文附録とも 改訂本本文のみ 武刃齋書1、改訂以前の附録	片玉集後集 81-82 蓬齋叢書 6 天保13年(1842)山口重昭写	
改訂本本文 改訂以前の附録 改訂本本文附録とも 抄書のうち	天明2年(1782)3月3日写、松永道 斎良明筆記、本多佐藏守加信問書 寛政7年(1795)9月写	跋文あり、署名年記なし 傳通院四十一世聖阿総雲六十四歳 前田従五位下菅原武宣謹而写之
	北越公用記録 15-18	
改訂本本文附録とも 東照宮鎮座史記の付		
随筆雑纂の内 附録2巻共3巻 改訂本 本文のみ3巻 改訂本本文附録とも3巻3冊	天和二年六月日、貝原柔斎跋 改訂本本文に類似	近藤斎、近世以降武家家訓の研究 「天和二年東照神君御遺命」で始まる
改訂本附録のみ 附録 改訂本本文のみ	校注箇所あり 藤原親岑写 寛延1年(1748)写	改訂序文あり、署名年記なし

『東照宮御遺訓』の形成

番号	書名	所蔵者	旧蔵者	国書総統	調査済	冊数
47	御遺訓	内閣文庫				
48	井上主計頭覚書	内閣文庫	内務省写	○	*	1
49	道斎開書	内閣文庫	大久保次郎左衛門	○	*	1
50	道斎記	内閣文庫	疋田忠右衛門写	○	*	1
51	松永准遺訓	内閣文庫	時治	○	*	1
52	御遺訓及附録(東照宮)	東京大学総合図書館		○		4
53	東照宮御遺訓	東京大学		○		3
54	東照宮御遺訓	東京大学		○		2
55	相国公御遺誠(東照宮)	東京大学		○		1
56	御遺訓(東照宮)	東京大学		○		1
57	東照宮御遺訓	東京大学		○		1
58	東照宮御遺訓	東京大学本居文庫		○		1
59	松永左衛門入道開書	東京大学	阿波国文庫	○	*	1
60	御遺訓	東京大学史料	政敷	○		2
61	神祖御遺訓(東照宮)	東京大学史料		○		
62	東照宮御遺訓	東京大学史料		○		1
63	東照宮御遺訓	東京大学史料		○		1
64	御遺訓附録(東照宮)	東京大学史料		○		1
65	井上主計頭覚書	東京大学史料	保科足穂写	○	*	1
66	東照宮御遺訓	宮内庁書陵部	鷹司城南館図書館	○	*	1
67	御遺訓	宮内庁書陵部	□岡文庫	○	*	1
68	東照宮御遺訓	宮内庁書陵部		○		
69	御遺訓附録(東照宮)	宮内庁書陵部		○		
70	松永道斎開書(内題)	宮内庁書陵部	伴氏所蔵	○	*	1
71	東照宮御遺訓	前田尊経閣文庫		○	*	3
72	東照宮御遺訓	前田尊経閣文庫	傳通院聖阿総巻	○	*	1
73	東照宮御遺訓	学士院		○		3
74	相国公御遺誠	学習院大学	菅原武宣	○	*	1
75	井上主計頭覚書	学習院大学		○		
76	東照宮御遺訓	慶応大学		○		1
77	神君御遺訓(東照宮)	慶応大学		○		1
78	東照宮御遺訓	國學院		○		1
79	東照宮御遺訓	早稲田大学		○		1
80	東照宮御遺訓	早稲田大学		○		
81	東照宮御遺訓	東洋大学		○		3
82	東照宮御遺訓	東京都立中央図書館		○	*	5
83	東照宮御遺訓	お茶の水図書館成賢		○		1
84	東照宮御遺訓	お茶の水図書館成賢		○		1
85	御遺誠(東照宮)	無窮神習		○		
86	東照宮御遺訓	無窮神習		○		
87	御遺訓(東照宮)	静岡県立図書館葵		○		3
88	東照宮御遺訓	久能山東照宮				
89	松永道斎開書	久能山東照宮	久能山東照宮		*	
90	東照宮御遺訓	名古屋大学岡谷	真照文庫	○	*	3
91	東照宮御遺訓	名古屋大学神宮皇學館		○	*	1
92	東照宮御遺訓	名古屋大学		○		1
93	東照神君御遺訓	名古屋市蓬左文庫	五味末吉旧蔵	○	*	2

巻(残欠)	内 容 1	内 容 2
改訂本本文附録とも2冊 改訂本本文のみ	元禄11年写, 存通・清通・元直・直倫	元禄十一戊寅天仲秋念六於武陽写
改訂本本文のみ 改訂本附録のみ	名符遺辭全5冊の1	
2巻2冊		尾州名古屋本町三丁目本屋藤兵衛
附録共 附録共	文化3年(1806)写	
改訂本本文(乾)附録(坤)2冊 改訂本本文のみ	改訂跋文あり 改訂跋文あり 文化11年(1814)写 寛保1年(1741), 2年写	
改訂本本文のみ 改訂本本文・附録一部 改訂本附録のみ 改訂以前の本文	宝暦2年(1752)3月写, 「落行」という書込 附録四, 附録五 岡本順蔵手跡貫置 安政6年(1859)写	於本瓢舎謹写之
改訂本本文のみ 改訂本本文・附録とも 改訂本本文 改訂本本文 改訂本本文	延享3年(1746) 寛延3年(1750)写, 三軒平之丞より借 天和二年六月日 改訂跋文	山本好信, 六十六歳, 寛延三庚午
改訂本本文附録とも 一冊に合綴 改訂本本文のみ 改訂本本文のみ 本文の抄本+太田資宗の逸話 改訂本本文のみ	享保18年(1733)2月写, 藤本楊■写 改訂序文 宝暦11年(1761)末眷写, 及川写 文化14年(1817)11月, 太田資和蔵 書を借写, 及川幸之進広知 改訂跋文	片仮名本
改訂以前の附録 改訂本本文のみ 改訂本本文附録とも5巻 改訂本本文附録とも	伴信友後書, 古老物語と対校, 異文多し 天和二年六月日筑前備士貝原素齋潤色 享保10年(1725)写, 岸貴東橘康賢	大久保次郎左衛門宛て道齋書 何人乃述する所をしらす
改訂本附録のみ 改訂本本文のみ 改訂本本文のみ 御文章並八箇条御教訓を付	徳川史料 23 宝永1年(1704)書写, 忠勝の花押 明治写	芝崎半助の執心により進呈

『東照宮御遺訓』の形成

番号	書名	所蔵者	旧蔵者	国書総統	調査済	冊数
94	明言記(東照宮御遺訓)	名古屋市蓬左文庫		○	*	2
95	御遺訓	名古屋市蓬左文庫		○	*	1
96	御遺訓	名古屋市蓬左文庫		○	*	1
97	松永道斎開書	名古屋市蓬左文庫			*	1
98	東照宮御遺訓	西尾市立図書館岩瀬		○		3
99	東照宮御遺訓	刈谷市立図書館		○		3
100	松永道斎開書	刈谷市立図書館	本屋藤兵衛	○	*	2
101	東照宮御遺訓	鶴舞図書館		○		3
102	東照宮御遺訓	鶴舞図書館		○		1
103	松永道斎開書	鶴舞図書館		○		1
104	東照宮御遺訓	豊橋市立図書館		○		1
105	東照宮御遺訓	熱田神宮菊田		○		3
106	徳川家康遺訓(東照宮)	岐阜市立図書館		○		1
107	徳川家康遺訓附録東照宮	岐阜市立図書館		○		1
108	東照宮御遺訓	神宮文庫		○		2
109	東照宮御遺訓	神宮文庫		○		2
110	東照宮御遺訓	神宮文庫		○		2
111	東照宮御遺訓	金沢市立図書館藤本	藤本文庫	○	*	2
112	東照宮御遺訓	金沢市立図書館村松	村松文庫	○	*	1
113	家康公御遺訓(東照宮)	金沢大学附属図北条		○		2
114	東照宮御遺訓附録	金沢大学附属図北条		○		1
115	道斎開書(井上)	金沢大学附属図北条		○		2
116	東照宮御遺訓	上田市立図花月	花月文庫	○	*	1
117	東照宮御遺訓	上田市立図花月	飯島氏蔵	○	*	1
118	東照宮御遺戒附録	上田市立図花月	飯島氏蔵	○	*	1
119	松永道斎開書	上田市立図山崎	山崎為右衛門	○	*	1
120	東照宮御遺訓	飯田市立図書館		○		1
121	東照宮御遺訓	京都大学総合図書館	和久井富吉寄贈	○	*	3
122	御遺戒并補録	京都大学総合図書館	山下好直寄贈	○	*	1
123	御遺訓	京都大学総合図書館	貸本屋大野屋惣八	○	*	1
124	東照宮御遺訓	京都大学総合図谷村	古(カ)田	○	*	1
125	東照宮御遺訓	京都大学総合図書館	百々復太郎寄贈	○	*	1
126	東照宮御遺訓	京都府立総合資料館		○	*	5
127	東照宮御遺訓	京都府立総合資料館	佐々木源之助	○	*	1
128	東照宮御遺訓	京都府立総合資料館	及川家資料	○	*	1
129	東照宮上意之写	京都府立総合資料館	及川広知	○	*	1
130	東照宮御遺訓	京都府立総合資料館		○	*	1
131	松永道斎開書	京都府立総合資料館	羽沢文庫		*	
132	東照宮御遺訓	陽明文庫		○		1
133	東照宮御遺訓	大谷大学図書館		○	*	1
134	源家康公御遺訓(内題)	龍谷大学大宮図写字台	緒方氏某蔵	○	*	5
135	東照宮御遺訓	天理図書館	田辺文庫	○	*	5
136	東照宮御遺訓	天理図書館		○	*	
137	東照宮御遺訓附録下	天理図得館	田辺文庫	○	*	1
138	東照宮御遺訓	天理図書館吉田	吉田文庫	○	*	1
139	東照宮御遺訓之上	天理図書館		○	*	1
140	東照神君御遺訓	薬師寺		○		1

巻 (残欠)	内 容 1	内 容 2
2 巻 改訂本附録のみ 改訂本附録の後に本文あり	元禄12年(1699)藤重正写, 文化6年(1809)池田直祐写	
改訂本本文附録とも 中下巻 改訂本本文附録とも2巻 改訂本本文10巻	延享1年(1744)秋, 文化4年(1807)秋写 天保4年(1833)増益堂写 天和二年六月日貝原柔斎跋(本文附録)	応成岡氏需而以八十歳老筆調之 或人トハ松永道斎云々の欄外書込
改訂本本文4巻 池田家本文附録とも3巻 抄本1巻(本文・附録) 附録3種5巻 改訂本附録	承応3年(1654)書写, 天野長重蔵本の書写本 改訂本と覚書を比較, 覚書に独自の文を抄出 松永入道斎聞書3巻, 池田本附録1巻, 改訂本附録1巻 後半は石谷土入書	内題御道訓井上主計頭覚書 享保10年(1725)書写
改訂本本文附録とも 改訂本本文16条目まで 改訂本本文3巻	天保15年(1844)写, 昌谷精侯写・校	
改訂本本文附録とも3巻 改訂本本文附録とも2巻 改訂本本文2巻松永道斎聞書2巻 改訂本本文附録とも3巻 改訂本附録2巻	「徳藩蔵書」 「徳藩蔵書」 松永聞書は改訂前附録	
改訂前の附録1巻 本多加信物語4巻 改訂本本文1巻 改訂本本文抄本 改訂本本文1巻	末尾に家康公より家重公までの没年・没地を記載 享保16年(1731)5月谷垣守写「一名本多加信物語」 丁卯初夏之写 坂本姓新六 外題遺訓水尾録, 桃原遺事春春の家訓と合	又家康日記共云 又家康公日記共云
改訂本本文1巻 改訂本本文1巻 改訂本附録本文1巻		官本伝習館郷土文庫柳河邸書の印
異本 改訂本本文附録とも10巻	近世初期写 異国関係について記す, 異本 文政三年庚辰秋写之, 近藤勇三郎 顔正堅	明暦2年(1656)松永道斎書
2巻 改訂本本文・覚書本文/道斎聞書 改訂本本文附録とも3巻 改訂本本文松永道斎聞書附録8巻 改訂本本文1巻	元禄6年(1693)写 初めは改訂本, 途中から覚書. 松永 道斎聞書は改訂以前の附録	
附録共三巻	宝暦6年(1756)観寿院永之写	

『東照宮御遺訓』の形成

番号	書名	所蔵者	旧蔵者	国書総統	調査済	冊数
141	東照神君御遺訓	薬師寺		○		2
142	東照宮御遺訓附録	大洲市立図書館矢野		○		1
143	東照宮御遺訓	大阪大学		○		2
144	東照宮御遺訓附録	大阪府立中之島図	池田直祐	○	*	1
145	東照宮御遺訓附録	大阪府立中之島図石崎	石崎文庫	○	*	1
146	御遺訓並御遺状	大阪府立中之島図			*	1
147	松永道斎問書准遺訓	大阪市立図書館大森		○		1
148	東照宮御遺訓	高野山金剛三昧院		○		2
149	東照宮御遺訓	岡山大学附図池田家	岡山学校	○	*	2
150	東照宮御遺訓	岡山大学附図池田家	池田家	○	*	2
151	東照宮御遺訓	岡山大学附図池田家	池田家	○	*	1
152	御遺訓	岡山大学附図池田家	池田家	○	*	3
153	御遺訓補遺	岡山大学附図池田家	池田家	○	*	1
154	東照宮御遺訓同附録	岡山大学附図池田家	池田家		*	5
155	御遺訓附録	岡山大学附図池田家	池田家		*	1
156	松永道斎問書	津山郷土館愛山文庫	昌谷精溪	○	*	1
157	東照宮御遺訓	津山郷土館愛山文庫		○	*	2
158	東照宮御遺訓	広島大学附図図書館		○		2
159	東照宮御遺訓	広島大学文学部	山本氏		*	1
160	東照宮御遺訓	広島大学文学部	近山		*	1
161	東照宮御遺訓	山口大学附図榎息	徳山藩旧蔵	○	*	3
162	東照宮御遺訓	山口大学附図榎息	徳山藩旧蔵		*	2
163	東照宮御遺訓	高知県立図書館	高知山内家		*	4
164	東照宮御遺訓	高知県立図書館	高知山内家		*	3
165	東照宮御遺訓附録	高知県立図書館			*	1
166	東照宮御遺訓附録	高知県立図書館	高知山内家		*	1
167	東照宮御遺訓附録	高知県立図書館	高知山内家		*	2
168	東照宮御遺訓	高知県立図書館	高知山内家		*	1
169	東照宮御遺訓	高知県立図書館	高知山内家		*	1
170	神祖御遺訓	柳川文書館伝習館安東	伝習館郷土文庫	○	*	1
171	御遺訓	柳川文書館伝習館安東	柳川藩	○	*	1
172	東照宮御遺訓	久留米市民図書館松岡	有馬藩士松岡伝十郎蔵	○	*	1
173	御遺訓	久留米市民図書館松岡	松田正定蔵書	○	*	1
174	東照宮御遺訓	秋月郷土館		○		2
175	松永道斎記	秋月郷土館		○		2
176	松永道斎記聞	秋月郷土館		○		3
177	松永道斎問書	太宰府天満宮	近藤文庫	○	*	1
178	東照宮御遺訓	九州大学中央図書館	近藤勇三郎	○	*	3
179	東照権現宮御遺禁之写	素行文庫		○		1
180	東照権現宮御遺禁之写	素行文庫		○		1
181	東照宮御遺訓	素行文庫		○		2
182	東照宮御遺訓	島原市立図書館	島原松平家	○	*	6
183	東照宮御遺訓	島原市立図書館	島原松平家	○	*	3
184	東照宮御遺訓	祐徳文庫	中川文庫	○	*	3
185	東照宮御遺訓	祐徳文庫	中川文庫	○	*	1
186	東照宮御遺訓	佐賀大学小城鍋島		○		2
187	東照宮御遺訓	延岡内藤家		○		3
188	神君御遺訓(東照宮)	延岡内藤家		○		2